

平成 24 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 24 年 9 月 26 日（水曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

会計管理者 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本日本会議 3 日目、通算 15 日目です。きょうとあすで本定例会も終わりますので、震災の復興に向けて皆さん方の建設的な御意見、あとは審議に十二分に御配慮していただき、きょうの会議に臨んでいただきたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において米澤まき子議員及び金野次男議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

16 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（16 番 昌浦泰己議員登壇）

○16 番（昌浦泰己議員）

私の質問は 2 点です。

最初の質問は、小中学校にスクールソーシャルワーカーの配置についてであります。

私は、平成 24 年 6 月 19 日の平成 24 年第 2 回市議会定例会一般質問で、児童・生徒の教育格差是正策について質問いたしました。その質問の中で、本市の全世帯に占める貧困率について取り上げました。データは、平成 24 年当初賦課資料により単に機械的に集計をしたものですが、賦課に係る今年 1 月 1 日現在の市全世帯数 2 万 4,249 世帯中、所得 120 万円以下（給与の場合は収入で 197.2 万円です）の世帯は 6,977 世帯、率にして 28.8%で、そのうち被扶養者、これは年少者 16 歳未満がいる世帯ですが、5,579 世帯でした。

6,977 世帯の中には、未申告世帯が含まれておりますが、所得 120 万円以下で扶養者がいる世帯は全世帯の 23%、所得 120 万円以下 6,977 世帯中 80%の世帯に年少者、16 歳未満の子供がいるという結果になり、市全体の世帯のうち 5 世帯に 1 世帯は貧困世帯と言える状態であることを申し上げました。

また、教育は国民の富の原泉であり、全ての問題の解決は教育の中にあることを強く訴え、この取り組みがやがて経済危機から先端技術産業へ産業構造の転換に成功したフィンランドの教育改革を例に挙げました。

今回の私の質問は前回と同じ趣旨で、子供の貧困が連鎖しないためにはどうすればよいかを考えた結果、質問させていただくものであります。

貧困でその人の一生にかかわる大事な子供時代を奪ってはいけません。教育こそ、それも市町村が責任を負う初等・中等教育の時期が大事であると、私は考えます。拙い経験ではありますが、私は児童館に勤務した時期がありました。そこで子供たちと接して感じたことは、子供たちは子供時代という世界で暮らしているということです。子供時代の生活は、自然とのふれあいなどの心豊かに暮らせる環境、思い切り汗を流して遊び、情操を育み、年齢に合った教育を受け、健康に発育する食生活などが必要です。そして、将来を夢見つつ成長していくのです。子供が子供時代を生きるために必要な環境や生活が、貧困や貧困に起因する子供を取り巻く社会環境の悪化によって、今急速に失われつつあると私は考えます。

前回に引き続き、今回も教育環境、教育がどう人の一生により影響を与えるかについて、2つの例を挙げたいと存じます。少々回りくどいとは存じますが、おつきあいを願います。

私は最近、BS放送で「フリーダム・ライターズ」、英語のタイトルは「ザ・フリーダム・ライターズ・ダイアリー」というアメリカ合衆国でベストセラーとなった本に基づき、2007年に制作された映画を見ました。ストーリーはこうです。

1994年、カリフォルニア・ロサンゼルス郊外の公立高校に赴任した新人英語教師エリン・グルーウェルは、荒れ放題のクラスを受け持ちました。この高校に在学する生徒たちの居住区域には、黒人、ヒスパニック、カンボジアからの移民などが住み、18歳まで生き延びるのが困難な状況でした。高校1年の受け持ちクラスは人種ごとにいがみ合い、授業を受ける気などさらさらな生徒たちを相手に、エリンは授業の進め方に苦心します。人種差別の愚かさを生徒たちに教えようと、エリンはエリン自身が夜間のアルバイトでつくった資金で「アンネの日記」を学級人数分購入し、生徒たちに読むことを勧め、そして毎日何が何でもいいから日記を書くようにと、1冊ずつノートを生徒たちに配りました。

最初はこのしり言葉ばかりしか書いていなかった生徒たちは、次第に本音をつづるようになり、エリンは日記を通して生徒たちと向き合うようになり、生徒たちも次第にエリンに心を開いていき、悲観的だった将来を改めていきました。やがて、勉学に励むようになった生徒たちは、家族の中から初めて高校を卒業した人物となり、大多数が短大、大学卒業を実現したのでした。生徒たちが書いた日記は1部ずつを集め1冊の本として出版され、ベストセラーとなりました。その後、グルーウェルと生徒たちによりNPO団体「フリーダム・ライターズ基金」が設立され、さまざまな教育改革の実践活動を展開しています。女優のヒラリー・スワンクが制作総指揮、主演を務め、2007年に映画化しました。

もう1つの事例も、アメリカ合衆国のものです。ペリー・プレスクール・プロジェクトを御紹介します。

まずは概要ですが、名称はペリー・プレスクール・プロジェクト、ミシガン州で1962年開始、対象アフリカ系アメリカ人の子供を3歳から成人に至るまで追跡、概要123ケース。質の高い集団保育「ハイスコープ・プログラム」と、他の支援を受けた子供と対象群の比較。評価方法、ランダム割当コスト分析。効果、退学率、薬物摂取、10代の妊娠、福祉への依存、学業困難。犯罪を減少させ、雇用状態をよくすることにつながるという、長期的効果がありました。

1962年にスタートしたペリー・プレスクール・プロジェクトは、3から4歳の貧困層のアフリカ系アメリカ人の就学前教育を扱い、就学前教育の成果を検証するプロジェクトです。就学前教育とは、大体幼稚園教育と同等です。就学前教育プログラムに参加した子供たちのグループと、プログラムに参加しない子供たちの対象グループを比較し、子供たちが成人になるまでフォローした調査を行いました。就学前教育を実施している間の子供の知的な成長は著しく、さらに成長してからはっきりと差が出ることが確認されました。就学前教育を受けたグループは学校中退や留年が少なく、大学進学率も高くなり、犯罪率や麻薬使用率が低くなり、持ち家率にいたっては格段の差がつかしました。このように、さまざまなよい効果があらわれていることが確認されました。

このプロジェクトの結果、就学前教育にかけた1ドルに対し、9ドルの便益が出ると計測され、アメリカ政府が就学前教育に力を入れるきっかけとなりました。実際は、全米の州政府がこのペリー・プレスクール・プロジェクトの結果から、就学前教育や初等教育に大きな予算を組み入れております。このように、教育に投資すればその見返りは、年月を経ても投資額以上の便益が、子供にも社会、特に地域にもたらされます。

日本では、子供が路上で生活しているわけでもなく、今は安い服も豊富にあります。携帯電話も持っていたりと、児童・生徒を端から見ただけでは、即座にその家庭が貧困だとは判断できません。子供は親をかばい、みずからの生活状態をプライドもありますから他人には話しません。子供の貧困は、注意して見なければわからないと言えます。

小学校1年生から中学校3年生までの子供が、唯一正當に帰属する組織は学校だけです。私は、徐々に広がりつつある貧困な子供たちを支える教育の中でのセーフティネットがきちんと機能しているのか、気がかりでなりません。機能させるために不可欠な存在が、スクールソーシャルワーカーです。生活保護などの福祉にかかわる制度を熟知し、社会福祉の専門職といわれるスクールソーシャルワーカーは、貧困や虐待などの問題を抱えた家庭や児童・生徒の状況を把握し、行政や福祉施設、場合によっては警察などに協力を仰ぐことなどを行います。家庭と社会福祉を結びつける存在です。

学校と地域を結ぶネットワークのキーパーソンは、スクールソーシャルワーカーです。学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、ワーカーを中心に地域とのネットワークをつくり、ケース会議を開き、配慮を必要とする子供たちについて話し合っ解決策を見出すのが、子供の環境を悪化させない最善策と言えます。当然のことながら、学校にスクールソーシャルワーカーを配置すれば事足りるというわけではありません。学校長以下全教職員のバックアップが必要です。教職員が子供の貧困問題を正しく認識し、理解を深め、問題解決への方法などを全員が共通認識として等しく共有することが不可欠です。もちろん、後方支援としての市教育委員会の働きが絶対に必要であります。

今議会の平成23年度決算資料、主要な施策の成果に関する報告書その2の227ページに、スクールソーシャルワーカーの23年度の活動が詳細に載っています。相談従事日数が、延べ数で62日となっています。前年度が95日であることから、東日本大震災の影響による減少だと見てとれます。残念なことに、市内小中学校10校にスクールソーシャルワーカーは1人だけの配置であります。スクールソーシャルワーカーの業務量は、潜在的な数があると私は思います。

2学期が始まってすぐに、私は現職の男性教員と4時間ほど話をする機会があり、教職員がなぜ時間が足りないとおぼすのか、ようやく私は理解することができました。教員には学校内外を対象にした指導という業務が多いことが、時間が足りないとおぼす原因です。例を挙げれば、清掃指導、教育指導、登下校指導、校外指導などなど、指導と名のつくものは全部教員がやらなければならないのです。それが一番、肝心の授業に割く時間とエネルギーを奪っています。

教員から約束の時間のちょっと前に、「おくれる」という電話がありました。おくれる原因は、保護者と連絡がつかず、ようやく学校を出たのは約束の時間を15分過ぎてからでした。午後7時30分から対談が始まったのでした。教員がきちんと子供に向き合う時間を確保するには、学校にもっと事務職員をふやし、外部との支援をつなげる専任のスクールソーシャルワーカーを市内の小中学校に配置する必要があります。

そこで、質問要旨に記載した3項目、(1)市教委はスクールソーシャルワーカーの重要性をどのように御認識されておられますか。(2)市内小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置増するお考えはおありですか。(3)すぐの配置増が難しいならば、平成25年度に向けて御検討されてはいかがでしょうか。この3点について、市当局のお考えをお伺いいたします。

なお、この文章を書くために政務調査費で購入した光文社刊「ルポ・子どもの貧困連鎖」から、編集担当者にお話しし、スクールソーシャルワーカーに関する部分とその他一部を引用しております。

2点目の質問は、本市独自の防災教育用副読本の刊行についてです。

「天災は忘れたころにやってくる」、これは防災に関する文章などによく用いられる有名な警句です。天災は、人々がその恐ろしさを忘れたころに再び起こるということです。地震や台風などの雨や風による災害は、その被害の恐ろしさを忘れたころに再びやってくるので、いつ地震や台風がやってきてもいいように、日ごろの用心を忘れてはいけないという戒めです。

このことわざは比較的新しいもので、寺田寅彦、1878年（明治11年）誕生、1935年（昭和10年）没、享年58歳、物理学者であり文学者、東大教授で地球物理学が専門だった方の言葉です。寺田氏は、1923年（大正12年）45歳のとき関東大震災に遭遇し、火災旋風などの調査に従事しました。あの東日本大震災から1年4カ月が過ぎ、震災の記憶が人々の心から徐々に薄れかけてきて、震災の風化を阻止するにはどうするべきか、そのことに心を悩ましていた今年7月18日から20日にかけて、私が属する文教厚生常任委員会の行政視察調査が行われました。その中で7月20日、神戸市で小中学校の防災教育について視察いたしました。

平成7年1月17日に発災した兵庫県南部地震、俗に言う阪神淡路大震災の後、神戸市に9つの区がありますが、北区と西区は被害が軽く、両区の児童・生徒は他の7区の児童・生徒とは地震の受けとめ方が違っておりました。そこで、神戸市教育委員会は地震体験や思いを共有するために、地震発災後10カ月で防災に関する副読本「幸せ運ぼう」を発行しました。小学校の1学年から3学年用と4学年から6学年用は平仮名で「しあわせはこぼう」ですが、同じタイトルで中学校用には漢字で「幸せ運ぼう」となっています。

神戸市の児童・生徒は、義務教育の9年間防災教育用としてこの副読本を使用しています。神戸市の生きる力を育む防災教育は、教育の主題を25に分け、それを3つの項目に分けていて、最初の項目「人間としてのあり方、生き方を考える」は道徳の時間に使用し、他の2項目「防災上必要な知識を身につける」「防災上必要な技術を身につける」は総合的な学習の時間、学校行事、学級活動の時間に使用し、神戸市全体の小中学校で課題と体験の共有化を目指しています。

防災教育で取り組んでいる主なものは、防災ジュニアチームを結成し、活動していることです。防災に関してのゲストティーチャーの活用、神戸市では大人のボランティアによる防災福祉コミュニティー組織をつくっていて、その人たちが主にゲストティーチャーとなっています。地域防災訓練への積極的参加や、中学2年での社会体験学習週間・トライアルウィークでの消防学校での体験学習、市民救命士資格取得、これは中学生が3時間ほどの講習で毎年1,000人ほどが取得しています。復興住宅でのふれあい喫茶や復興住宅の大掃除の手伝いなどを行っています。今回の東日本大震災の発災後、神戸市内の中学校84校が統一した行動で、1,000万円を超える義援金を集めたとのこと。日ごろの防災教育が浸透している証左と言えます。

震災の記憶を風化させないためには、震災体験者は語り継ぐことが大事だとよく識者やマスコミは話したり、記事にしますが、それは現場に居合わせていない方や、居合わせていてもマスコミなど職業的な立場の方の発言ではないでしょうか。本当に苦しく悲惨な体験をされた方は、口を閉ざすか重くなると私は東日本大震災以降、被災したさまざまな方とお会いして実体験としてそう感じます。まだまだ、被災者が語り部になるには時間がかかります。しかし、冒頭の故寺田寅彦氏の警句「天災は忘れたころにやってくる」を思い出せば、東日本大震災で市域の3分の1が津波の被害を受け、尊い人命が奪われた我が多賀城市では震災の記憶と防災に関する知識の習得を、児童・生徒にわかりやすく教えて、10年、50年、100年後以降にも語り継いでもらう必要があると思います。

防災教育から生まれた釜石の奇跡を御存じでしょうか。東日本大震災の津波による死者、行方不明者が1,000人を超す釜石市で、小中学生は2,921人が津波から逃れました。学校にいなかった5人が犠牲になりましたが、99.8%の生存率は釜石の奇跡と言われていません。学校にいた児童・生徒に限らず、下校していた子供も多くが自分で判断して高台に避難しました。命を救ったのは、防災教育でした。釜石市教育委員会は、2004年（平成16年）から群馬大の片田敏孝教授の指導を受けておりました。片田教授が繰り返し教えたのは3つの原則「1.想定を信じるな」「2.最善を尽くせ」「3.率先避難者たれ」でした。

昨年3月には、教師が手がけた津波防災教育のための手引きが完成し、14の小中学校全てで防災教育に取り入れました。こうした学習が、今回の東日本大震災で生かされました。平成23年3月11日、釜石東中の生徒たちは地震後すぐに津波が来るぞと叫びながら、避難場所へと走りました。同中は、ハザードマップでは津波の想定外地区でした。同中に隣接する鶴住居小では、屋上に避難しようとした児童たちが、避難をする中学生を見て後を追ひ、一緒に避難場所の介護施設へ向かいましたが、津波を見た生徒は「ここも危ない」と判断し、さらに高台へ向かいました。中学生たちは小学生の手を引き、介護施設のお年寄りに手を貸しました。津波は介護施設にも到達し、2つのとっさの判断が児童・生徒、お年寄りの命を救いました。

今年7月10日、私は鶴住居地区に行き、奇跡の避難の地を見る機会を得ました。最終の避難場所の石材店にたどり着くまでは約1.5キロメートルの緩やかな勾配を登らなければならず、大人でも20分はかかると私は思いました。まさに間一髪で、児童・生徒約600人全員が無事に避難したのでした。いかに防災教育が大事かが、釜石の事例が物語っております。

この質問をするに当たり、今年9月6日宮城県教育庁スポーツ健康課の防災教育担当の方に電話でお聞きしたところ、防災教育の副読本に関しては現在検討中との回答をいただきました。では、東日本大震災後副読本を作成した県内の自治体はありますかとお尋ねしたところ、石巻市が作成したとのことでした。同日、石巻市教育委員会学校教育課に問い合わせたところ、「未来へつなぐ」という副読本を昨年中に刊行し、市内の小中学校に配布したとのことでした。神戸市と同じで、小学校の1学年から3学年用と、4学年から6学年用、そして中学校用の「未来へつなぐ」となっています。前述の釜石市同様、石巻市は津波の被害が甚大でありました。しかしながら、昨年中に副読本を完成させておられます。本市の取り組み状況はいかかなものなのか、私は大いに関心を抱くものであります。

そこで、質問要旨に記載した2項目、（1）本市独自の防災教育副読本を刊行する予定でしょうか。（2）石巻市では、「未来へつなぐ」という副読本を既に刊行されています。本市の取り組み状況はどのようなものでしょうか。この2点について、市当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問につきましては、教育長より回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長 (菊地昭吾)

それでは、私のほうから昌浦議員の御質問にお答えを申し上げます。

1点目のスクールソーシャルワーカーの配置についてでございますが、スクールソーシャルワーカーは学校だけでは解決できない不登校を初めとする児童・生徒の問題、子育てに悩む家庭の問題等を社会的各種支援機関に橋渡しをして、児童・生徒の健全な成長を図るものでございます。

急激な社会変化を背景として、本市においても子供たちの諸問題は複雑化しており、学校内だけでの解決が難しくなっていることは事実であります。このことから、平成21年度にスクールソーシャルワーカーを配置することといたしました。これまでも学校外機関との連携を図ってきたわけですが、専門職としてのスクールソーシャルワーカーの配置は大きな学校支援の力となったことは、確かであります。

なお、本市ではスクールソーシャルワーカー以外にも児童・生徒あるいは家庭の諸問題に対して、多様な取り組みをしてまいりました。例示をいたしますと、県教委からの生徒指導担当教員4名、スクールカウンセラー7名を配置し、また市教委としても心の教室相談員4名と学校生活指導支援補助員2名を中学校に配置いたしまして、多様な指導に当たっているところであります。さらには、庁舎内にはこども福祉課に家庭相談員3名、青少年育成センターに青少年育成指導員1名を配置して、学校、家庭との連携を図っております。

そのようなことから、現在のところスクールソーシャルワーカーの増員を図るということではなく、これまでに充実を図ってきた本市独自の多様な取り組みの連携を図りながら、諸問題の解決に当たりたいと考えております。ただし、文部科学省ではスクールソーシャルワーカーの増員を図る旨の情報もあるようでございますので、その推移も見守りたいと思います。

2点目の防災教育用副読本についてでございますが、東日本大震災の痛手を今後の教訓として生かし、児童・生徒の身の安全と命を守ることは、優先すべき教育の大きな課題であります。災害の発生は時と場所、大小に容赦がないわけでありまして、本市では防災主任会議を持ち、これまでの防災計画について交通防災課と連携を図りながら見直しを図っているところであります。その内容は、全ての学校が共通して守るべきこと、置かれている地理、施設等の学校環境を踏まえること、個々の家庭事情を踏まえ保護者との連携を図ること、児童・生徒一人一人の主体的な危険予測と危険回避行動の育成を図ること等を明確にすることです。また、このことを児童・生徒の行動に結びつける必要がありますことから、副読本を含めた効果的な指導教材を作成しなければならないと考えております。

今後とも、石巻市の副読本「未来へつなぐ」にとどまらず、防災教育に係る多様な情報を広く収集しながら、危機意識に基づく防災計画とその教育を推進しなければならないと考えているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 (板橋恵一)

16番昌浦議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

スクールソーシャルワーカー、今御回答いただいた中で多様な取り組みをなさっている、それはもう十二分に心得ております。私自身もこの文章を書くために、庁舎内も含めていろいろなところにお聞きをして、決して多賀城市の体制が悪いと言っているわけではないということ、まずは御理解いただきたいと思います。むしろ、取り組んでいるさまざまな事例は、本当に先進的によくやっていたらというふうに、私自身も実感として思っておるんですけれども。

私は一般質問の中でも申し上げましたけれども、いわゆるソーシャルケースワーカーが地域も含めた中のキーパーソンになるんだと、カウンセラーの方もいらっしゃいますけれども、その方ではなくて、貧困というものと不登校も含めて、そういう事態に対処する、その一番かなめとなる人は誰と言ったら、やはりスクールソーシャルワーカーなんです。

今年9月6日の朝刊だったのかな、文部科学省がスクールカウンセラーを全ての公立中学校に配置するみたいなのちょっとお考えがあるやの記事が載っていたような記憶があるんですけれども、そういうものを待っているのではなくて、やはり先進的な取り組みの中で私がお願いしたいのは、やはり各小学校・中学校には気になるといふ問題があるような、配慮を必要とするお子さんというのがいらっしゃるんですよ。そういう人がそういういろいろな悩みを抱えていて、勉学がおろそかになったのでは非常によろしくないだろうと。そのためにも、そういう悩み事を解決する一方策としてカウンセラーはカウンセラーとして心のほうの御相談、それから物心両面にわたると言ったらいいのかな、はっきり言えば貧困というものに取り組んでいただくには、どうしてもスクールソーシャルワーカーの存在というのが非常に必要ではないかと。それが、ひいては学校の教職員をいろいろな児童・生徒にかかわる悩ましさからも開放できる手だてだと思うので、私は文部科学省のいわゆる補助がついたり何なりする前に、市教委独自としてやはりこの辺あたりも少しお考えいただきたいと思うのであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条、ここには教育委員会の意見を、首長は歳入歳出予算のうち教育にかかわる事務にかかわる部分は、教育委員会に意見を聞かなければならないと明文化されておりますよね。ということは、教育委員会の中で「ぜひともこの辺あたりは、どうしても予算としてつけていただきたい」と、そういうお覚悟があるならば、それもできるのではないかと思います。スクールソーシャルワーカーについては私はそのような思いがありますので、後で御回答いただきたいと思います。

次に、副読本なんですけれども、「作成しなければならないと考えております」という教育長の答弁を、素直な性格の私はそう受けとめたいと思いますので、いずれ早い機会に私が一般質問の中で申し上げたように、やはり記憶とか体験というのは薄らいでいくものですから、「災害は忘れたころにやってくる」、その備えのためにも、また御紹介申し上げた釜石の事例等々を含めて御検討いただくならば、ぜひとも副教材としての副読本、これの完成というのは急がれると思うのですが。やはり、いろいろと復旧・復興等々を含めて多忙な折とは思いますが、その辺も視野に入れて御検討され、そしてなおかつ近年中には御刊行されるのかどうかだけ、再度お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

1点目のスクールソーシャルワーカーというふうなことでございますが、社会的な背景と
いいますかそういうふうなことで、生徒指導の問題が多様になっていることは事実でありま
す。そしてまた、学校は授業が本分でありますので、それに全力投球する、子供としっかり
向き合う。ただ、そういうふうな中で生徒指導に甚大な時間が取られる現状でありま
す。

それでスクールソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉事業相談員というふうなことが窓
口になって学校のほうに入ったというのがこのスクールソーシャルワーカーでありまし
て、多様な問題の中でスクールソーシャルワーカーが他機関との仲立ちをした件数は9件
ですね、昨年。10校、5,500名ほどの子供たちがおりますが。それで、いろいろ先ほど
その問題も含めまして、教育委員会のほうから市長のほうにというふうなことで、学
校教育全般にわたって市長の教育に対する思いもあるものですから、特別支援、理科教
育、それから学習指導等、大変な大きな支援をもらっている中のスクールソーシャルワ
ーカーというふうなこと。そのほか、心の相談室についてもよそのまちではないんですね。
これは、ずっと継続して中学校に置いてもらっておりますので、そういうふうなことでこ
の数がどンドンどンドンふえてくるような状況というふうなことになるれば、現在のところ
スクールソーシャルワーカー昨年は9件でしたが、この中でいろいろな連携をすれば、ま
あまあ多くのことが解決していると。スクールソーシャルワーカーまでいなくても解決
していることもあるものですから、このスクールソーシャルワーカーがいなくてもいいと
いうふうに思ってはおりません。確かに、連携をしてもらうというふうなことはありがた
いことですから、今後国のほうでもというふうなことがあります。現状ここで生徒指導
は乗り切っているというふうなことでありますので、よろしく御理解をお願いしたいとい
うふうに思います。

それから、この防災教育ですね。命を守ることはやはり他者の命も大事にすること、そし
てまたこれが生きる力につながるというふうなことで、非常に大事なことだというふう
に考えております。それで、石巻のやつは手元に、向うの方々を知っているものですから、
「こんなものをつくりましたよ」というふうにちょうだいをしています。ただ、今市のほ
うに防災担当の主幹教諭が入りました。そして、各学校に1名の防災主任がおります。市
の防災担当課と連携をしながら、会議を持っております。これまでのいろいろな防災計画
については、全くそのことがそこまで行っていない甚大な震災だったものですから、そ
ういうふうなことで会議を持ちながらつくっていきたいというふうに思っております。

実はここに小さな手帳があるんですが、これも御存じかと思いますが、小学生のための防
災手帳と。これはちょうど昨年度、いわゆる2月ごろですから、ある篤志家の方から「子
供たちに、防災のことについての何かのことをしたいんだ」というふうなお話がございま
して、市教委にちょっと相談に乗ってくれないかというふうなことでありますが、この防
災手帳については大変中身は学校のと、家庭にいたとき、登下校のときとかいうふうな
こと、それから事があつたらどこに電話すればいいのかというのを書く手帳なんです
が、差し当たってこれは小学校分ですので、全児童に渡しておいて、活用してもらって
おるわけですが、本市独自のことにについてはやはりそういうふうな身を守る、主体的
に今度自分の身を守るというふうなことに、きちっとしたものをまとめて、そしてま
た授業に生かしていくというふうなことが大事だと思います。お話は御支援という
ふうに承っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦議員。

○16番（昌浦泰己議員）

防災教育のほうは、今の回答で大体理解できたのでやめますけれども、震災の復旧・復興、いろいろなところでいろいろな人が、市もそうですし民間の人もそうですし、議員の皆さん方でもいろいろお考えになって行動にあらわしておられる。その中で私は急がば回れとして、これからの次の時代の多賀城を担うお子さんたちのことを考えて、そしてその教育環境を整えていく、これが一つの復興にもなり、将来の発展にもつながるのではないかという思いで6月議会、そして今回と、同等のような趣旨の質問をさせていただきました。教育はやはりオール多賀城でなきゃならないと、私は自負しております。

ゆえに私ども、ソーシャルワーカーが、ひまでひまでしようがないならこれは一番いいわけで、しかしながら今の現状、児童・生徒を取り巻く環境というのは、教育長御自身も実感しているのではないのでしょうか。本当に今大変な状況になってきているということだけは、ここであえて一言申し上げて、もしそのような状況悪化になった際には、いち早くソーシャルワーカー等を含めて配置の手を打っていただきたいと。これは要望にとどめておきますので、いずれにしろ今児童・生徒の環境というものを市教委としましてはきちんと把握していただいて、怠りないようにしていただきたいと。一言つけ加えさせていただきます。要望にとどめさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

3番江口正夫議員の登壇を許します。

（3番 江口正夫議員登壇）

○3番（江口正夫議員）

自由民主党会派の江口であります。

通告どおり、桜木地区災害公営住宅の基本構想及び関連事項について4点質問をいたします。

災害公営住宅は、家屋を失って自力再建できない被災者にとっての第二の人生、第二の恒久的生活基盤のスタートとなります。それだけに、桜木地区災害公営住宅は本市災害公営住宅のさきがけとなるものでありますから、よりよい安心な災害公営住宅を完成させていただきたいと願うものであります。

平成26年度完成、入居を目標としている、入居は26年度秋ごろと伺っております。桜木地区災害公営住宅の建設に当たっては、これまで被災住民との数度の意見交換会や住民説明会、そして入居意向調査が実施をされ、住民の忌憚のない意見を聴取し、でき得る限り基本設計に反映できるよう作業に着手されていると思います。

災害公営住宅の整備に当たっては、本県の災害公営住宅ガイドラインの中で、県復興住宅計画の基本目標を達成するため整備の基本的な考え方が示され、あわせて地域特性に配慮した取り組みが示されております。復興住宅計画の基本目標は大きく3点あり、「命を守る安心・安全な住まい」「暮らしを支える住まいづくり」「地域社会と連携した住宅供給」を掲げています。この大きな3本柱を基本として、災害公営住宅の整備の基本的な考え方としては、全体計画で復興まちづくり計画や避難防災計画との整合を図るとともに、地域コミュニティーや地域特性に配慮した整備を行うとしております。そして、団地計画では周辺地域や住宅団地内のコミュニティー形成に配慮するとともに、地域特性や街並み景観の諸条件を踏まえて計画するとしております。

さらに住戸計画では、世帯に応じた15タイプを適正規模で整備し、世帯構成に応じた住戸タイプの目安が示されております。また、基本的性能として構造の安定、高齢者等への

配慮等が示されております。さらに、地域特性に特に配慮した取り組みとして、災害に強いまちづくり計画と連動した安全の確保、高齢者対応の充実・強化、環境対策・省エネ対策の充実、コミュニティへの配慮など、6項目が示されております。

これらを受けて、災害公営住宅設計標準で細かく標準仕様が示されております。本市の災害公営住宅設計に当たったの基本方針は、津波避難ビル機能、福祉関連施設の併設、バリアフリーやコミュニティに重点を置いた住みやすい住宅、浸水対策を含めた環境対策、入居者や地域のニーズを捉えた整備の5点であります。

これらをふまえて、次の4つの視点から私は質問をいたします。

まず第1点は、コミュニティの再構築についてであります。現在の応急仮設住宅に入居する際もとの地区、つまり震災前に住んでいた地区にいた住民をグルーピング化し、コミュニティづくりに配慮されたとは思いますが、速度が要求されたことからか、応急仮設住宅の住民の声としては「もとの地区で一緒だった人とは離れてしまって、住民同士のコミュニティは乏しく、交わりは余りなく、孤独感を感じている」「まとまりがないと感じている」との複数の意見を聞きますし、またみなし仮設住宅にお住まいの方からも同様の声が聞かれております。

そこで、入居の選考は公募だと思いますが、コミュニティづくりを重視して入居時のもとの地区住民ごとのグルーピング化、要援護者・高齢者の優先順位の枠を考慮されているのでしょうか。特に、高齢者の方ほど昔のつながり、きずなを大事にします。この点について、お伺いをいたします。また、応急仮設住宅で育んだ自治会組織は、災害公営住宅での新たな自治会組織を立ち上げて活動することになりますが、自治会組織づくり、その活動への積極的な支援が必要と考えますが、どのような施策が検討されているのかお伺いをいたします。

次に、第2点目の家賃の低減化と移転に伴う支援について質問をいたします。

災害公営住宅の家賃減額については、東日本大震災特別家賃低減事業により特に低所得者の方を対象として行われますが、本市としてその対象者の収入基準はどのくらいで、その減額家賃と一般の市営住宅の家賃と比較して、どの程度の割合が減額されるのでしょうか、具体的にお伺いをいたします。

また、仮設住宅から災害公営住宅に移転する場合、移転に伴う資金の授与が必要になります。生活福祉資金制度の貸し付けを移転費用に利用できると思いますが、そのほかに利用可能な支援策はありますか、お伺いします。

さらに、移転に当たって被災者の中には車両を流出した方、また本市のボランティア活動が少なくなっている現状で、特に高齢者のみの世帯、身障者の世帯等に対する移転作業支援が集中的に必要なと思いますが、支援をどのように考えておられるのでしょうか、お伺いします。

次に3点目ですが、孤独死の防止及び健康のケアについて質問をいたします。

阪神淡路大震災では、災害関連死が約932名で、そのほかに約10年間で不幸にも804名の方が孤独死をされております。災害公営住宅が建設された以降も毎年約50名以上の方が、多い年では77名の方が孤独死されております。残念であります。これらは、復興の過程で起こった人的災害であります。

本市の応急仮設住宅では、委託管理業者による見守り、住民による自主的な安否確認の実施、警察等による防犯パトロール、あるいは異変を知らせるパトライトの設置等、複数の

手段により防止策が取られています。その結果、幸いにも不幸な事故が未然防止されていると思います。しかし、移転後の新しい環境での新たな不安が生じます。

そこで、他の市や町にも見られますようなLSA（ライフサポートアドバイザー）や、SCS（高齢者社会生活援助要員）などの専門的知識を持った見守りサービス、そして災害公営住宅自治会、周辺地区の自治会、民生委員、市当局等との総合的な見守り活動を行うことで、これまでの見守りをより充実した態勢に整え、きめ細やかな住民のケアを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、災害公営住宅の住民の就職支援と生活の利便性について質問をいたします。

災害公営住宅に入居できたとしても、就職が確保されなければ経済的、精神的不安は解消されません。積極的な就職の確保を後押しするためにも、一定期間ハローワークとタイアップした就職相談所を団地内に開設することを検討してはいかがでしょうか。団地内に設置できれば、軽易に足を運ぶことができ、就職意欲を刺激することができ、有効であると考えます。また、生活の利便性を考え、住民の通院や買い物の足となるバス路線を団地内に引き込むこと、またコンビニエンスストアの誘致を検討してはいかがでしょうか。この点についてお伺いをいたします。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

江口議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の入居者にグループ化についてですが、災害公営住宅の入居選考基準につきましては、これから制度づくりの作業を進めていくこととなります。グループ入居に関しましては、プレハブ仮設住宅ごとにという御要望をいただいておりますが、一方で入居者決定方法については公平な抽選を求める声もございます。各団地の入居時期が異なることを踏まえ、入居の段階でのグループ化は困難であると思いますが、入居者が設定した後のグループ化については、その手法を模索してまいりたいと思います。

高齢者への配慮についてですが、高齢者にも対応した住居の整備について検討してまいります。また、入居者の方々の自治活動については、既存のコミュニティー組織での活動となります。大切なことは、既存の自治会組織の方々と円滑にコミュニティー活動を行うことができるようになることとでございます。このため、入居者がこれまでお住まいの方々と地域の中でつながりができるように、早い段階から地域支援員による被災自治会、町内会再生事業等により、支援していくこととしております。

2点目の災害公営住宅の家賃についてでございますが、特に収入が少ない世帯を対象とした特別家賃低減対策事業があり、家賃の算定基礎となる法令に基づき算出した月収が8万円以下の世帯が対象となります。低減率は収入に応じて4段階に分かれますが、一般の公営住宅の家賃と比較して、最大で約70%が低減されることとなります。

次に、仮設住宅から災害公営住宅への引っ越し費用に関する支援についてですが、生活復興資金貸付制度のほかに、公的資金による災害援護資金貸付制度があり、市役所6階の被災者相談窓口で生活復興資金貸付制度との併用も含め、対応しております。また、引っ越

し作業の支援につきましては、高齢者や身体障害者等の世帯の方が移転に要する資力がなく、親族等の援助も見込めない場合、多賀城社会福祉協議会復興支え合いセンターに御相談いただければ、ボランティアの協力を得て支援することになっております。

3点目の孤独死の防止及び健康のケアについてでございますが、現在仮設住宅に入居されている方々の年齢構成を見ましても、65歳以上の高齢者の方々が3割を超える状況となっております。災害公営住宅の運営に当たりましては、日ごろから声をかけ合えるような環境づくりを支援していくためにも、民生委員の方々を初め関係機関との連携を十分に図りながら、きめ細かい対応に努めてまいります。

4点目の就職相談所についてでございますが、就職相談所の相談員に関しては国からの派遣となり、人員の確保や経費の面に関しても国の負担となることから、なかなか難しいものと推察しております。できれば、市民活動サポートセンター内の多賀城市地域職業相談室の利用をお願いしたいと考えております。

バス路線につきましては、近くにミヤコーバスが運営する汐見台団地線の県営アパート前バス停がございますので、ご利用いただける環境となっております。またコンビニエンスストアの誘致についてでございますが、建物1階部分には集会所や駐車場、入居者用の物置の設置を予定しており、また2階部分には保育所や高齢者生活相談所を設ける計画があることから、コンビニエンスストアなどの店舗スペースの確保は難しいのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

3番江口議員。

○3番（江口正夫議員）

4点質問いたしました。まず質問1のグルーピング化につきましては、入居者決定後これは絶対やっていただきたい。絶対という言葉を使っているんですけども、本当に仮設住宅を回ってみますと、結構な声で聞こえてきますので、やはり友達がなくなった、あるいは知人がなくなったということの声の大きいものですから、ぜひ検討をよろしくお願いしたいというふうに考えております。

それから家賃のほうですが、具体的にはちょっとお聞きしなかったんですが、ちょっと具体的に聞いてよろしいでしょうか。これは、ある仮設住宅から声があったんですけども、高齢者のみの世帯の方が年金収入しかない。したがって、具体的には「家賃2万円までだな。それ以上になると苦しいな」というようなお声がございまして、質問いたしましたわけですが、高齢者世帯のみ、年金暮らしの方で大体どのくらいを予定されているのか、大まかにわかったら教えていただきますけれども、もしだめであればまた後日回答をお願いしたい。以上です。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初のグルーピング化、絶対やってもらいたいということでございますけれども、仮設住宅に入っている方々、私も聞いてみる機会があったんですけども、逆に仮設住宅ごとに入れてくれという方もいるんですね、仲良くなっちゃったから。そういう方もいるみたい

で、ただこれは答弁しましたように、そのグループごとにとというのは大変難しいんじゃないかなと。公平な抽選ということも当然あるわけでございますし、希望が多ければ抽選ということも選択肢としてはやらなければならないという立場も考えていただければと思います。ですから、最初のやり方をどうするか、これからもうちょっと先ありますので、江口議員の考え方も取り入れながら、考えてみたいと思います。

家賃のほうですけれども、これは相当安くなっているんです。というのは、政令月収がゼロ円というのは、収入換算で言いますと例えば夫婦の2世帯で夫給与収入、妻専業主婦の場合というふうな、これは101万1,000円未満の場合ですと、公営住宅の家賃が2万5,600円であれば、あるときには災害公営住宅の家賃は月7,900円ということです。ですから、かなり安い状態でございますから、いいんじゃないかなと。普通の公営住宅よりもずっといいんじゃないかなというふうに思います。もしあれなときは、その計算の仕方等を後で具体的に申し上げたい。資料ありますので、お上げしたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

3番江口議員。

○3番（江口正夫議員）

グルーピング化につきましては、よく理解をいたしました。住民のいろいろな意見があった、その中で集約できるという問題もあるでしょうから、よく理解をいたしました。

それから質問2の家賃につきましては、非常に安いということで確認できて、安心できたということであります。

あと、質問3は結構なんですけれども、質問4につきましては引き続きできる範囲で御努力いただければと思いますので、よろしく願います。以上であります。

○議長（板橋恵一）

ここで10分間の休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

1番柳原清議員の登壇を許します。

（1番 柳原 清議員登壇）

○1番（柳原 清議員）

私の質問は、保育行政について5問です。

まず、保育所待機児童の問題です。

共働き世帯の増加や核家族化の進行により、保育需要が年々増加をしております。21年度、22年度に2カ所の民間保育所が増改築され、定員が30名増加し、23年、24年度に

民間園が3カ所新設され、定員が210名増加をいたしました。しかし、現在待機児童は100名を超えており、本格的な待機児童解消には至っておりません。本市の待機児童をどのように解消していくのか、方策を示していただきたいと思います。

次に、緊急一時保育の受け入れ枠の確保についてお聞きいたします。

待機児童解消の対策がおくれているため、保育所に入所できないパート労働者、出産を含めた緊急一時の入院などで、緊急一時預り保育の利用者が多くなっております。現在、一時預り保育を行っているのは2保育所で、定員はそれぞれ10名です。延べ利用者数は2,587名に上っております。緊急一時預り保育の枠を確保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、子育てサポートセンターのファミリーサポート事業利用料についてです。

ファミリーサポート事業とは、保護者の通院や家族の介護・看護、冠婚葬祭などで一時的に子供を預ってほしいときや、保育所や留守家庭、児童学級の終了後に子供を預ってほしいなど、子育ての援助をしてほしい方が子育ての援助をしてくれる方に報酬を支払い、子供を預ける援助活動です。22年度の利用実績は771回でしたが、23年度は1,918回と増加をしております。利用料金は平日1時間600円、土日・祝日は700円となっております。保護者の利用料金の負担が大きく、利用料金がもう少し安ければいいという声が寄せられております。利用料金の引き下げを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、給食及び園庭の放射線検査についてお聞きをいたします。

公立保育所では、8月より毎日給食食材の検査が市内の検査機関により行われております。しかし、民間保育所では従来どおり月1回仙台での検査となっております。公立保育所、民間保育所と区別をせず、毎日検査をしてほしいという声が上がっております。改善をお願いいたします。また、園庭の空間放射線の測定は行っておりますが、土壌の放射線検査は行っておりません。子供たちが毎日遊ぶ砂場や園庭の土壌の放射線検査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、障害児保育の拡充についてお聞きいたします。

検診などで「気になる子」がふえていると言われております。市内で障害児保育を行っている保育所が少ないため、保育所の入所をあきらめてしまう方がいらっしゃいます。希望する子供が入所できるよう、定員の増加、補助金の増額など、実態に見合った障害児保育の整備を急いで進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答え申し上げます。

1つ目の待機児童解消についてでございますが、本市ではこれまで民間保育所の新設や増改築による定員枠の拡大、入所定員の弾力的運用等により、その解消に努めてまいりまし

た。本年も2つの民間保育所が新設されたことによる入所調整により、待機児童数が4月1日時点で57人にまで減少いたしました。しかし、その後の保育需要の増加により、9月1日時点では108人となり、このうち3歳未満児が95人と、全体の9割近くを占めている状況にあります。

待機児童解消の方策につきましては、今後とも私立保育所や認可外保育施設との連携を強化し、児童の入所調整等について協力をお願いしてまいります。また、3歳未満の乳幼児の新たな受け皿となる認定こども園への移行について、私立幼稚園と意見交換を行いながら検討を進め、待機児童の解消に努めてまいります。

2つ目の緊急一時保育の受け入れ枠の確保についてでございますが、一時預り保育事業につきましては、平成22年度からは浮島保育所において、平成23年度からは大代保育所において、それぞれ10人の定員枠で実施しているところでございます。昨年度の利用状況は、浮島保育所で延べ2,224人、1月当たりでは平均185人、1日当たりでは平均7人が利用しており、また大代保育園では昨年6月から実施したこともあり、延べ363人、月平均36人の利用となっております。

今後一時預り保育の拡充に当たっては、新たな保育スペースの整備や保育士の確保といった課題がありますが、他の民間保育所での実施に向けて働きかけていくほか、大代保育園での利用促進についてもさらに周知を図り、受け入れ枠の拡大に努めてまいります。

3つ目のファミリーサポート事業の利用料金引き下げについてでございますが、1時間当たり600円から700円としている利用料金は、平成16年度の事業開始時に近隣自治体の動向を勘案して設定したものです。この利用料金は、現在も近隣自治体とほぼ同額であり、また昨年度の利用者は1,918件と前々年度の771件の2.5倍となっていることから、利用者の皆様にも御理解をいただいているものと考えております。ぜひ柳原議員にも御理解をいただきたいと思っております。

4つ目の給食及び園庭の放射線検査についてでございますが、まず保育所給食の放射線検査につきましては、現在検査機器1台で対応しており、1日当たりの検査回数に限られることから、学校給食及び公立保育所分のみを実施しているものでございます。しかし、今後新たにもう1台検査機器が貸与され、私立保育所の検査も可能な環境が整いましたことから、現在私立保育所との調整を進めているところでございます。

一方、園庭土壌の放射線検査につきましては、本年第2回定例会での戸津川議員の一般質問にも御回答申し上げましたように、現在行っている空間放射線量測定における各保育所での数値は、除染が必要とされるレベルである毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回っている状況にありますので、現在のところ園庭の土壌検査は考えておりません。

5つ目の障害児保育の充実についてでございますが、現在浮島保育所で3人の児童を受け入れている以外に、障害児を持つ保護者からの入所申請はございません。障害児保育を拡充していくためには、保育士の加配などにより集団保育が適切に実施できる受け入れ体制を整備することが必要でありますので、障害児保育事業に対する県補助金の増額を要望しながら、私立保育所での受け入れ拡充を働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

1番柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

市長は御理解願いたいという御答弁でしたが、なかなか理解しづらいところもありましたので、再質問させていただきます。

まず、1番目の待機児童解消についてでありますけれども、市立保育所や認可外保育所とも相談しながら解消を進めていきたいということと、あと認定保育園・幼稚園と相談していくというお答えでしたけれども、これだと市独自として保育所をふやしていく方策については特に考えていないようなお答えでしたけれども、例えば市立の保育所をつくっていただくために市独自で何か制度を考えていらっしゃるかどうか、また認可外保育所に入れなくて一時保育に入れないかという相談もたくさんふえているんですが、そこも入れなくて最終的には認可外保育所に行かざるを得ないという方もたくさんいらっしゃると思いますので、認可外保育所に対する補助の増額とか、そういうことを検討されたらどうかかなとは思いますが、その点についてもお考えがあればお答えいただきたいと思います。

それと認定保育園ですけれども、やはり幼稚園と保育所では役割が違いまして、幼稚園は教育の場でありまして、子供の生活全体を見る保育所とはやはり役割が違いますし、設備の面でも給食の面でも、やはり幼稚園を保育所がわりに使うというのは大変無理があると思いますので、この点はよく御検討いただきたいと思います。

2番目、緊急一時保育のことです。これも1番目、2番目、3番目とみんな関連しているんですけれども、例えばお産で緊急に入院をしたいという方が一時保育を利用したいと相談に来たそうなんですが、この方は今受け入れ枠がいっぱいだからと断られた、こういう事例がございました。この方がその後どこに入ったかというのは、ちょっとわからないんですが、こういう例えば緊急に入院が必要になったと、こういう方は保育所の入所基準でも一番入所の必要性が高い方だというふうに判定されると思うんですが、こういった方が本当に入れるように、一時保育のスペースの確保や保育士の拡充、加配なども引き続き働きかけていってほしいと思います。これは大変要望がふえておりますので、これはぜひお願いしたいと思います。2番目は、もしお答えできることがあったらお答えをお願いします。

3番目、ファミリーサポート事業であります。ファミリーサポート事業は1時間600円ということで、もし1日8時間利用するとしますと4,800円になります。一方、一時保育・預り保育の場合は8時半から5時まで預けて2,100円という料金になっております。やはり1日4,800円というのはかなりな家庭の負担になりますので、これはぜひ一時保育の2,100円に近づけるような努力をしていただきたいと思います。やはり保護者からは、経済的な負担が大変だから、ファミリーサポート事業の利用を控えているという話も寄せられておりますので、これももう一度再検討をお願いしたいと思います。

4番目、国から貸与されている測定器が1台ございますけれども、これを使って給食の測定をやるということなんですが、やはり1台で全部の保育所や公立と民間保育所全部をはかるというのは、かなり実際問題として無理があるのではないかとと思うのですが、測定回数が毎日測定できるのか。毎日測定できないのであれば、今給食の測定を委託している測定会社に私視察に行っていました。そこには、ゲルマニウム測定器という精密な測定器が4台あるそうでございます。この機械も十分使用できるそうなので、もし予算措置をいただければ、毎日測定も可能かと思っておりますので、このこともちょっと検討していただきたいと思います。

土壌の放射線測定についてですけれども、国の基準の0.23マイクロシーベルト以上のところがないから、測定しなくていいんだというお答えでしたけれども、私はこの国の基準自体がこれで本当に安全なんだろうか、本当にこれで「国の基準以下なので、測定しませ

んでした」ということで、本当に市民が納得できるんだらうかということを指摘したいと思います。ある保育所では、自分で放射線測定器ではかったところかなり数値が高かったので、自分たちで表面の土を削って埋めたというところもございました。やはり、普通のところよりも2倍、3倍という測定値が出ているところも、実際に雨水がたまる場所ですとか、そういうところがございますので、ぜひこれは国の基準以下でもはかっていたらいい、ぜひこれももう一度再検討をお願いしたいと思います。

あと、最後の「気になる子供」のことですが、先ほど申請する人がいなかったというお答えでしたけれども、それはちょっと認識が違うのではないかと思います。今、受け入れ枠が余りにも少ないために、窓口相談に行っても「今定員がいっぱいです」ということを言われると、申請をする前にあきらめて帰ってしまうと、こういう方がたくさんいらっしゃるそうです。ですから、実際に需要がないのではなくて、窓口の対応ということで申請せずにあきらめてしまうという方もいらっしゃいます。実際に2歳児、3歳児の健診で気になるお子さんがいる割合というのが、一、二割いるそうでありまして。それで、その割合でいきますと数百人気になるお子さんがいらっしゃる。そういう方が保育所に相談にみえられても、そういう「定員がいっぱいだから」ということで行くところがないという方もたくさん相談にみえられているそうです。その点は、ちょっと認識が実態とちょっと違うと思いますので、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の再質問にお答え申し上げます。

1番目の待機児童の解消でございますけれども、これも結構市としても努力して57人ということに減らしたわけですね。御存じのように、先ほども答弁で答えたように3歳未満児が本当に多いということで、結局ただ保育所を増設すればいいのかと、これはとんでもない。増設しただけでは、なかなかその辺が難しいというところもあるわけでございますけれども、その辺は柳原議員はおわかりのはずだと思います。私立保育所や認可外保育施設との連携を深めて、入所の調整を行っていくということにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2番目の緊急一時保育の関係でございますけれども、他の民間保育所での実施に向け働きかけたいということで、今浮島と大代だけでやっているわけでございますが、これもほかの民間保育所のほうに働きかけてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願ひしたいと思っております。

3番目はファミリーサポートでございますけれども、これも隣同士近隣の市町村と連携をとってやっているわけでございますが、もっと下げろというのは安くすればしたほうがいいんでしょうけれども、均衡を逸するというのもございまして。ぜひその辺のことも御理解いただきたいと思っております。

それから、放射線の関係でございますけれども、私立保育所との調整を進めておりますということで言ったわけでございますが、やらないわけではございません。その辺の進捗状況も見ながら、あと判断していただければというふうに思います。

それから、国の園庭土壌の放射線検査ですが、信用できないと。国のほうを信用できないんでは、どうしたらいいでしょうね。やっぱり国の基準というのは、ある程度の基準は国

でしっかりした基準を持っていると思いますので、私はそう思いますけれども、再検討と
いうのはできないというふうに申し上げたいというふうに思います。

5 番目のやつに関しましては、保健福祉部長から答弁させたいと思いますので、よろしく
お願いします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

御質問 5 番目の障害児保育についてでございますが、現在障害児保育の受け入れ枠といた
しましては 2 保育所、2 人ずつで、4 名の枠というふうなことで実施をさせていただいて
おります。保護者の方の御希望もありまして、浮島保育所につきましては定員 2 名のと
ころをどうしてもこちらの保育所がいいという要望がありまして、3 名を受け入れている状
況です。もう一方の保育所については、現在のところ枠があいておりますので、足りない
というふうな認識は持っておりません。

また、先ほど「気になる子」が相当数に上っているというふうなことのお話がありまし
たが、この障害児保育につきましては受け入れをする児童の対象というものにある一定の基
準がございます。例えば、身体障害者手帳 4 級及び 5 級を有する児童で、集団保育になじ
む方々とか、いわゆる「気になる子」というふうなことになりますと、かなりな数がある
というふうなことは事実でございますが、その方々「気になる子」を障害児保育として扱
うというふうなことでは決してございませんので、各保育所のほうで保育士が対応してい
るというふうな状況でございますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

なかなか再質問に対しても、納得できるようなお答えではなかったんですが、これ以上聞
いても何かもっといい答えが出てこないようなので、1 点だけお聞きしたいと思います。

待機児童が解消されないということが問題になって、結局保育所に入れない子が今一時預
り保育に殺到している状態なんですね。また、障害児保育も人数が少ないということで、
そういう「気になる」子供たちも入所できないので一時保育に集まってくるというこ
とで、今一時預り保育に矛盾が集中しているんです。それで、一時預り保育はどういうお子
さんでも受け入れるわけなので、そういう大変「気になる」子供さんですと、1 人に保育
士 1 人がつきっきりで見なくてはいけないというような状況なんかがありまして、一時預
り保育が大変困難な状況になっているということを聞いております。ほかの保育所でも一
時預り保育を拡大していくような働きかけをしていただくのはもちろんでありますけれど
も、現在一時保育をやっているところへの保育士の増員ですとか、スペースの確保なんか
も今大変緊急に求められておりますので、この点についてもう一度お答えできることがあ
ったらお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私自身も、最初は二、三年前まで 100 人以上、たしか百二、三十人くらい、もうちょっと多かったかと思うんですけれども、少しずつ解消されてきたなと思ったら、この状態になってしまったということでございまして、本当に皆さんには申しわけないなという思いは当然あるわけでございます。民間の、答弁でお話し申し上げましたように、私立保育所や認可外保育施設との連携も図るということもひとつあり、それから今度認定こども園、新たな受け皿というものが出てくるわけでございまして、私立幼稚園と意見交換を深めていって、何とかそちらのほうにも待機児童の解消を図っていただくように取り計らっていかざるを得ないんじゃないかなということでございます。何とかその辺で対応していただいて、できるだけ待機児童がないように頑張ってみたいというふうに思っておりますので、その辺のことを見ていただければというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

2 番戸津川晴美議員の登壇を許します。

（2 番 戸津川晴美議員登壇）

○2 番（戸津川晴美議員）

私の質問は、大きく 2 点でございます。

まず 1 点目、奨学金制度についてお伺いをいたします。

この問題につきましては、私どもは長年にわたり何度もその創設を要望してまいりました。平成 14 年第 4 回定例会におきましては、藤原議員が七ヶ浜・富谷町並の奨学金制度の充実を求めたのに対し、市の回答は「市独自の奨学金制度を直ちに創設することは難しいことから、社会福祉協議会の制度を充実する方向で協議してまいります」というものでございました。しかしながら、充実すると回答していた社会福祉協議会の制度は月額 5,000 円から増額されることなく現在に至り、ほぼ休止状態と聞いております。また、21 年第 4 回定例会におきましては佐藤恵子議員が奨学金など教育資金への利子補給制度の創設を求めたのに対し、「そのような制度に取り組む予定はございません。必要とされる方には、県社会福祉協議会の生活福祉資金・教育支援費の利用や、日本学生支援機構奨学金を勧めたい」というものでございました。

そこで、私はこの 2 者についてどれほどの利用者があるのか調べさせていただきました。県の生活福祉資金の利用者はごく限られておりまして、平成 21 年度から現在まで 2 名、1 名、1 名というふうに少数にとどまっております。また、日本学生支援機構奨学金の利用者も七、八名という状態で推移をしております。もっとこの奨学金制度を必要としている人は多いはずなのに、なぜこの利用者数がこの程度にとどまっているのだろうか、私なりに原因を考えてみました。

両者とも、無利子とはいえ返還が必要な貸付制度でございますから、卒業後返還しなくてはなりません。就職難が続いております。高校生の就職状況も、大変厳しいです。そういう中で、果たして仕事につけるだろうか、返していただけるのだろうか、利用をちゅうちょするのも当然かと思えます。また、もう1つの原因として、この両者はどちらも県の制度、国全体の制度であり、申し込みから選考、決定、支給、返還などの業務が身近な市で行われるのではなく、県や国で行われていて、どこでどのように行われているのかというその不安感も、利用をちゅうちょする原因の一つになっているのではないかと思います。

ちなみに、独自の奨学金貸付事業を展開している七ヶ浜町での利用者数は、市全体の児童・生徒数は本市の半数以下でございますけれども、21年度以降奨学金利用者30人以上で推移をしておりますし、また同じく富谷町では現在150人もの若者が奨学金を返還、償還している状況でございます。また、富谷町でお聞きした話では、生徒たちに身近な存在である中学校の校長先生方が選考委員となり、中学校時代の生徒の状況を踏まえながら高校の奨学金の選考、決定をするシステムになっているのとお聞きをいたしました。全ての事務を一番身近な町がやってくれているという、この行政の温かさが若者を励まし、厳しい家計を支えている状況がかいま見られます。

現在、市・自治体独自で奨学金制度が設けられていないのは、県内では残念ながら本市を含め4市1町のみとなっております。残りの30市町村には全て独自の、貸与型でございますが奨学金制度がございます。本市の未来を担う若者の育成を、本市の責任を持って心を込めて行うことが求められているのではないのでしょうか。

また、2010年度より高校の授業料は不徴収となりました。そのために、経済的理由で中退する生徒は確かに少なくなりました。しかしながら、授業料以外の学校納付金は家計へ重くのしかかり、何と滞納者はむしろふえている状況だそうでございます。入学金に始まりPTA会費、生徒会費、学年費、修学旅行積立金、部活動振興費、進路指導費など、実にさまざまな学校納付金、県内全日制の平均で10万円、その他教科書・教材などで8万円、さらに通学費の負担が重くのしかかってまいります。全県一学区のため、遠距離通学を余儀なくされる生徒も多くなってきております。中学校までは就学援助を受けていた家庭、その家庭でも子供が高校生になれば一切の就学援助は打ち切られます。その上、授業料無償化の財源として16歳から18歳の扶養控除が廃止され、かえって負担がふえている家庭も多いのです。

そんな中、経済的困難を抱える高校生の現状はどうなっているのでしょうか。県内の例を紹介させていただきます。母子家庭で兄弟も多く、経済的に苦しい。通学も遠距離で、定期の購入ができない。母親のその日の収入から切符代を捻出して通学しているが、母親が切符代を用意できないときは、学校を欠席することがある。また、父親が病気で倒れ、母親のパートと内職で生計を立てている。本人も毎日アルバイトをし、夜帰宅後深夜12時まで内職の手伝い、それから勉強をして頑張っている。今の時代、まさかと思えるような事実でございます。

そこで、文科省はこういう状況を踏まえ、ここ3年連続して給付制奨学金制度創設のための概算要求を行っておりますが、残念ながら実現には至っておりません。しかし、経済的格差が教育格差を拡大し、教育格差がさらに経済的格差を生むという「負の連鎖」を、何としても断ち切りたい。国の制度を待ってはられないと、全国のあちこちで返還の必要のない給付制奨学金制度が立ち上がっております。2011年度の時点で、全国自治体の何と13.4%、実に234もの自治体でこの夢のような給付制奨学金制度が実現されているのです。残念ながら、県内ではまだそのような自治体はございませんが、返還の必要のない給付制奨学金制度、県内のトップを切って立ち上げてみてはいかがでしょうか。

2 点目に入ります。就学援助制度の充実と改善についてでございます。

本市では、この制度の周知徹底のために、学期ごとに年 3 回もお知らせを出し、全ての児童・生徒の家庭に配っていただいておりますし、またお知らせの内容も見やすく、読みやすい方向に改善されたことなど、その御努力に敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。しかし、貧困と格差がますます広がる中、本制度の活用がさらに広がり、援助が必要な世帯でありながら対象から漏れることがないように、以下 6 点についてさらなる改善を求めます。

1 つ。本制度の要綱によりますと、需給資格は収入額が保護基準額の 1.0 倍未満であることとなっており、これでは余りにも厳しく、要保護家庭と同様となってしまいます。せめて 1.1 倍から 1.3 倍に拡大すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2 点目。2010 年度より国は生活保護世帯に対してクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費を就学援助項目に追加をしております。準要保護世帯に対しても援助すべきと考えます。部活動で使う用具、ユニフォームなど高額なものが多く、そのために好きな部活をあきらめるといふ生徒もいます。全額でなくても、その一部でも援助し、家計の応援をすることが今求められているのではないのでしょうか。

3 点目。申請方法として、本市では保護者から市教委へ直接という一つの方法に限られておりますが、学校でもその受け付けができるように改善を求めます。学校の職員の方には負担がふえること、心苦しい面もございますが、経済的な家庭の状況や悩みを学校が受けとめ、ともに改善の方向を探るといふ意味でも、子供の教育にとって決して無駄にはならないと考えますが、いかがでしょうか。

4 点目。学用品費等の支給は、第 1 回目が 7 月でございます。しかし、保護者はその前に学校からの納付を求められ、大変困惑するという事態も生じています。東京都板橋区では、就学援助仮認定制度を設け、4 月から 6 月までの学用品費や給食費が保護者の負担とならないよう、配慮をしております。このような制度も検討し、保護者の立てかえという問題の改善策を講じていただきたいと考えます。

5 点目。申請に当たり、民生児童委員の所見、果たしてこれは必要なのでしょうか。源泉徴収票、確定申告書、住民税・国保の申告書など、世帯の経済状況が把握できる書類が提出されるわけですので、それで十分ではないのでしょうか。プライバシーの保護の観点からも見直しが図られ、県内でも民生児童委員の承認、意見聴取は不用とする自治体が、2010 年度の段階で 7 自治体へと広がっております。本市においても、ぜひ検討を願います。

最後に支給方法でございますが、口座振込という検討をしていただけないのでしょうか。現在は、一旦学校でお預かりし、保護者の受け取りを待っている状態でございます。現金の受け渡しという点で、学校では大変気遣いも多いと思われまます。改善が望まれるのではないのでしょうか。

以上 6 点でございます。子育て支援策の充実で少子化にストップをかけ、あすの多賀城を託す若者の育成で活力ある本市の姿を夢見まして、私の第 1 回目の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問につきましては、教育長に回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、私から戸津川議員の御質問にお答えを申し上げます。

1点目の奨学金制度につきましては、これまでも何度か御質問をいただき、御回答申し上げたところでございますが、現在のところ市独自の制度を創設する考えはございませんので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

国の政策として、平成22年度から公立高校授業料無償制、高等学校等就学支援金制度が実施されており、家庭の状況にかかわらず全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育費の負担軽減が図られております。また、支援が必要とされる方は、平成17年度に旧日本育英会から宮城県が移管を受けまして、新たに創設した高等学校等育英奨学金貸付制度や、宮城県社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付事業の教育支援費の利用ができることとなっております。これらの制度については、今後とも中学校長を通しまして情報の提供と周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の就学援助制度というふうなことでございますが、御回答申し上げます。

まず、1つ目の需給資格の要件についてでございますが、本市では所得審査を行う場合に世帯全員の所得額を基準としているのに対し、他自治体では収入金額を基準にしているなど、基準額の計算方法に違いがあることから、単純に比較はできないと考えております。

2つ目の就学援助の費目拡充についてでございますが、準要保護児童・生徒に対する国庫補助制度が平成16年度に廃止され、一般財源化されました。本市におきましては、学用品費、新入学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費など、義務教育に伴う費用の一部を引き続き支給しているところであります。援助費目の追加については、現在県内各市において実施しているところはない状況であり、本市でも実施の予定はございませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

3つ目の申請方法についてでございますが、就学援助の申請の際は各家庭の年齢、世帯構成を初め、人数、世帯の所得状況を聞き取りながら、申請書類を確認することが必要となります。御提案のように学校を窓口とした場合、その確認ができないこともあるため、申請がスムーズに進まなくなり、申請者の方に大変御迷惑をおかけすることにもなりかねませんので、現段階においては学校を申請窓口とする考えはありません。

4つ目の学用品費等の支給時期につきましては、現在7月と12月の年2回で行っております。これは、継続認定の方を含めて申請内容の審査を行い、認否の決定通知を出した後、に支払いを行うためであり、所得情報の確認等の関係で現在よりも早く支払いを行うことは困難であると考えております。

5つ目の民生児童委員の意見書については、申請書類だけでは読み取れない世帯の状況等があることから、適正な認定を行うために意見書を付していただいているところであります。また、民生児童委員の担当する地域の児童・生徒の家庭状況を把握し、その家庭をサポートしていただくためにも、民生児童委員の意見を聞くことは必要であると考えております。

6つ目の支給方法でございますが、本市においては原則学校を通じての支給となっておりますが、これは学校給食費や学用品など、保護者の方に支給するお金の内容を説明しながらお渡ししているためでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

まず、1点目の奨学金制度のことなんですけれども、佐藤恵子議員のときとほぼ同じ回答でございました。準要保護は、今中学校3年生が67名いらっしゃいます。次の年になりますと、準要保護世帯が92世帯あります。要保護児童については、高校生になっても生業扶助といいましたかね、生業扶助というもので引き続き補助があるそうでございます。これは私は生活保護が認定されればそういう指定は多分保護が続いて、余り問題がないのかなと思いましたが、準要保護のこの90名、67名というのは、高校に入った時点で全て打ち切られるという、このことに私はどんなにかこの家庭が大変ではないのかと思ったのです。それに比べて、今の奨学金制度の利用者数、それでも市が仲介をさせていただいて、県や国のほうに手続の仲介をいただいているということで、これだけ10名くらいの子供たちが毎年助けられているということには、本当に敬意を表します。

ただし、やはりそれで果たして十分なんだろうかというのが、私の懸念なんです。こんなに準要保護の子が多い中で、それで果たして高校生になったとき大丈夫なんだろうか。そこで、さっきの現状を述べさせていただいたんですけれども、ちょっと市長にも見ていただきたいものがございます。教育長もぜひごらんになってください。これは、東北地方の奨学金制度の実情でございます。2011年度、ことし3月に発表されたものですので、2011年度の現状です。青い部分は貸付制度が整っている部分です。そして、赤い部分は給付制が始まったと、こういう部分でございます。残念ながら我が市のように何もまだできていないんだということは、黄色の部分になっております。東北地方ではこうですけども、ものすごく地域によって格差があるということがおわかりいただけると思うんですが、これは近畿・東海地方です。もうほとんどが、赤がすごくふえている。赤、給付制がすごくふえているという状況が、今全国的にさっきも言いましたように広がっているのが現状なんですよね。

そこで、私はこの一番近い福島市を調べてみました。そうしましたら、福島市と会津若松市で給付制が実現しているんです。幾らかなと思いましたが、年に5万円でした。ほかの市もずっと調べてみましたら、年に10万円というのはとても多いほうでございます。給付制ですからもう返ってきませんから、それはどこの自治体でも厳しいだろうと思えます。調べましたら、もっと低く月の額が四千幾らかか、本当に苦勞の跡が見えるような4,500円にしているとか、6,700円にしているとか、その根拠はわかりませんが、その自治体の実情に合って、何とかこの子供たちを助けたいということで苦勞なさりながら、給付制に踏み切っているんだと思うんです。

そういう現状を見たときに、我が市でももちろん財政が厳しいということは私も承知でございます。しかしながら、この先ほどの昌浦さんの質問にもございましたけれども、今子供たちに手当をするということは、決して多賀城市にとって無駄にはならないと思うんです。これからの多賀城を担ってってくれる子供たちですから、もし年間5万円とか、「いや5万円は難しい、3万円でどうだろうか」と、そういう議論もなさってくださいって結構だと思うんですが、これでいきますとやっぱり「多賀城市から3万円の給付をもらって、僕は高校を卒業できたんだ」とか、「大学にも進学できた」とか、そういうお子さんがどんどんふえていくことが多賀城市を愛する子供たち、そういうことにもつながって、市の発展につながると思うんです。そういう点で、ちょっと考えてみようかと、そういうお気持ちにはなられないでしょうか。市長にこれは御回答を求めます。

次に、奨学金の制度の問題でございます。学校の実情などから、教育長の御回答にはほぼうなずけるところもでございます。ただ、何点か追加の質問をさせていただきますと、例えば本市の世帯収入基準のところですけども、これは本市のこの制度の要綱に「収入額が保護基準額の1.0倍未満であること」という文言が、あそこにあるんですね。その文言が非常に、私も最初わかりにくかったんですけども、わかりにくい。それが収入額ではなく所得額で基準しているんだというのであれば、その文言の書きかえと言いますか、どのように書きかえるか私も詳しくはわからないんですけども、所得額と所得金額は違うんだよという勉強もさせてもらったりしながら、ちょっと私ではどのように文言を変えていいのかはちょっとわかりませんけれども、その「収入額が」という要綱になっているんです。その「収入額が」というところを、例えば「所得額が」というふうに書きかえておけば、どなたにも納得ができる基準を示せると思うんですけども、その点はいかがでしょうか。私もこの点心配になりまして調べましたけれども、申請窓口に来たけれども、すぐごとだめだったと帰っていかれた方は、23年度においては2名しかいなかったということをお聞きしました。ですから、基準額が決して低過ぎるということではないという認識はしましたけれども、その要項の書きかえをぜひ検討していただきたいということが1点でございます。

それから2点目は、これはお願いにとどめておきますけれども、これは相模原市でございましたか、眼鏡、子供たちの学習にどうしても必要な眼鏡代も支給していると、こういう市もでございます。ですから、これはぜひ援助費の追加をこれからも検討項目の中に加えていただきまして、ぜひ御検討をお願いいたします。これは、回答は結構でございます。

ルートの問題でございます。今保護者が窓口に来ないといけないという、その理由も大変わかりました。しかし私は、申請書というのはどんなものなんだろう、どんなことを書かなくてはいけないんだろうとか、そういう不安が保護者の中にはあると聞いております。申請書をせめて学校の事務室などに置いていただいて、「申請書をいただけますか」と言ったときに、保護者が来たときに「どうぞこれをごらんください。受け付けは教育委員会に行ってくださいね」と、こういうことができないものかなと。その点、いかがでございましょうか。

それから、学用品のことはこれは学校現場にお願いするしかないんですけども、この子は準要保護の認定になったとか、要保護の認定になったということは、学校現場では4月当初にたしかわかったというふうに思います。わかった時点で、保護者の方に配慮をしながら、学校集金の納入を勧めていただくように、子供たちが切ない思いをしなくても済むように、これは学校現場にぜひお願いをしていただければというふうに思います。

問題は、5番目の民生児童委員のところでございます。実は、私はこの夏に全国の方々が集まるちょっと集会がございまして、その場所でこの要保護・準要保護の認定に当たって民生委員の所見が必要なんですという発言をさせていただきました。そうしたら、会場で

が啞然とするといいますか、ブーイングが起こるといいますか、「何で今どきそんなことをやっているんだ」というふうなことを言われまして、それで私も目からうろここといいますか、それでちょっと聞いてみました。

いろいろ聞いてみましたら、やはり民生委員にも口には出して言わないかもしれないけれども、大変負担であると。今若い人たちは、なかなか町の行事とか地区の行事に出てきませんよね。そういう中で顔も知らない人のところに、ごめんなさい、これは塩竈市の話です。塩竈市では、申請が決まってから民生児童委員がそのお宅に尋ねていって、様子を伺うんだそうでございます。そういう民生委員の苦労話もお聞きしました。

また私は、現職時代にこのような痛い経験をいたしました。ぜひ受けてもらいたいと思う世帯がございまして、何度勧めてもそれを受けていただけないんですね。そして、ついにお子さんは合宿のお金が払えなくて、合宿を欠席してしまうという、そういう状態になってしまったことがございます。よくよくお話を聞いてみましたら、申請の段階で自分以外の地区の人たちにそのことをお願いにいかなければいけないという、そのことはとてもできないと。何というんでしょうか、準要保護になるということにすごく、ものすごく困っていられながら苦慮しているという、そういう世帯をかいま見たことがございます。

そういうことからしましても、本当にその子には申しわけないことをしたと思うんですが、ぜひこれは7自治体もそういうところがあるということは、民生委員の所見というものはどこかから義務づけられているというものではなく、多賀城市独自の判断でできるものだと思うんですけれども、そここのところはいかがでしょうか。ぜひこれは、改善をしていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

先に、じゃあ市長。

○市長（菊地健次郎）

奨学金制度の関係だけ、私のほうからまず答えさせていただきたいと思います。

ちょっと給付制というのは、難しいというふうに思います。それから、奨学金制度で多賀城市で準要保護が92世帯、でもこれでやっているところを見ますと、学業優秀で品行方正とありますね。その点がどのくらいやっているのか、ちょっと私も調べてみたいというふうなことで、実態がどうなっているのかわからない部分もありますので、ということにしておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

市長の話にちょっと触れますが、この奨学金についてはもうかなり意思ある者が、ほとんど申請すれば通るといいうふうなことであります。それで、これも各学校長にお話をしまして、現在来年希望している子供は10人おります。昨年は6名でしたというふうなことで、その辺のことについては各学校のほうに周知をしておりますので、多様な制度を活用するというふうなことであります。

それから、準要保護のことについては、若干基準額というふうなことについてわかりにくいというふうなことはありますので、その点についてはちょっと調べて、どうすればわかりやすいことになるのか、調べてみたいというふうに考えます。

それから、民生委員のことでございますが、市の民生委員の方々が市全体の社会福祉全般についていろいろ親身になって、その立場に立って活躍をさせていただいております。ですので、準要保護についてもその相対の中でやっぱり進めるべきだというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

学校へ書類などを置いていただくということについては、申込書ですね。後でお答え願ひます。申込書を学校に置いていただけないかという質問に、あとお答えいただきたいと思ひます。

最後に、奨学金制度のことについて、なお触れさせていただきます。これは、ことしの8月13日の河北新報の社説、市長もごらんになったかもしれませんが、こういう見出しなんです。「政策の優先順位を上げよ、奨学金制度拡充」と、こういうものが載りました。よくよく読んでいきますと、「多くの主要国が設けている、返済を伴わない給付型に踏み込んでいただきたい」と、こういう社説の趣旨でございまして、「奨学金制度充実を図る政策の優先順位は、間違いなく高い」と、こういう紙面になっております。

市長は、もう今3年連続国が概算要求するけれども、決定まで至らないというところでもがいているようですけれども、これはぜひ国のほうにも今切実なんだということを訴えていただきたいと思ひます。その点、ひとつお答えください。

それから、今私は昔の奨学金制度と違って、高校生に今求められているのは就学援助制度の延長、こういう観点で低所得者、本当に貧困にあえぐ家庭で暮らす子供たちにどうやって就学を保障していくかと、こういう観点でもう取り組まなければいけない時期に来ていると思ひます。そういう声も上がっているようでございます。ですから、私は5万円であれば50万円の予算があれば、10人のそういう子供たちが救えると。そしてまた、100万円あれば20人の子供たちが救えるのになと、こういう気持ちが強いんです。市長に50万円、100万円と具体的なお金を挙げて失礼なんですけれども、私はやはり財政が厳しいというのはどこの自治体だって同じだと思ひます。その中で、自治体が精いっぱいやれると、そういう姿勢を子供たちにも保護者の皆さんにも見せていくことが、今すごく求められているというふうに思ふんです。もう一度、その点は市長に御回答願ひますし、教育長には先ほどの御回答を願ひます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

河北新報の社説を読んで、よくよく考えてみたいと思ひます。以上です。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

子供たちの実態について、学校では十分に把握しているわけでありまして。それで、学校に申請書を置いてというふうなことでありますが、そのことについては学校が事務手続をするというふうなことでは、そうでなくてもたくさんの事務量を抱えて今どうするかというふうな状況でございますので、この点については基本的には市のほうで事務を進めていくというふうなことになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員の登壇を許します。

（8番 藤原益栄議員登壇）

○8番（藤原益栄議員）

私の質問は、4点でございます。

第1は、被災宅地かさ上げへの助成はTP0.7メートル未満、TPというのは東京湾平均海面のことですが、この制限を取り払い、津波被災地域全域を対象にさせていただきたいというものであります。

この考え方につきましては、前回の6月議会で詳しく展開をしておりますので、ここでは省略をさせていただきます。その際の市長の答弁は、「水準測量と総合治水計画の現状分析をもう一度、細かいところまでやらせていただいて、最終的にもう一度判断させていただきたい」、こういう答弁でございました。TP0.7メートル未満の被災宅地助成の予算は、6月議会で1億円が計上されてございます。その後の推移であります。本議会初日12日の行政報告で、市長から宅地かさ上げの補助申請は今のところ5件で、500万円という報告がございました。

それも受けまして、18日午前の決算委員会の質疑で私は、結局20億円の土地開発基金を1円も使わなかったことを指摘をいたしまして、千年に一度の大震災に対する対応としては、構えが小さいのではないかと批判をいたしました。その際、市長から「現在プラスアルファを考えている」という答弁がございました。宅地かさ上げ助成は、津波被災地域全域を対象とすべきだというのは、私の一貫した主張ですけれども、その後どのような検討をされているのか、市長の答弁を求めるものであります。

質問の第2は、東日本大震災あるいは昨年9月21日の台風15号水害を受けて、本市でどのようなまちづくりを進めていくのかという問題でございます。以下私が提起する問題は、既に逆戻りできない状態になっているもの、今から対応が可能なもの、両面あるかと思っておりますが、市当局がやろうとしている問題について対案を示し、警鐘を発することも議員の仕事の一つと考えますので、あえて質問をさせていただきます。

1つは、宮内地区の問題でございます。言うまでもなく、この地区は多賀城海軍工廠機銃部の一部だったところでございます。しかし、旧海軍の残務処理に当たっておりました第2復員局から米軍への引き渡し目録にも、あるいは終戦直後の米軍の航空写真にも建物があった形跡はありません。こうした事情から、恐らく米軍撤退後地主に返還をされ、工場地帯の中に住宅地が形成されたものと思われまして。

この宮内地区は、今回の東日本大震災で最も大きな被害を受けました。それは、仙台港に近く津波の衝撃も強かったこと、仙台港や工場地帯のさまざまな資機材が津波とともに押し寄せ、宅地を直撃したことが挙げられます。今、緩衝地帯をつくるから大丈夫だと、この地域を引き続き住宅地にしようとしておりますが、都市計画の見地から見て工業専用地域の中に住宅地が存在するというのは、本来好ましいことではないということについて

は、担当部局もお認めになりました。そうだったら、千年に一度の大震災に遭った今こそ、こうした矛盾を解決する絶好の機会ではなかったでしょうか。関西学院大学の室崎益輝先生は、震災復興の原則の一つとして、「キャンパスをきれいにするのは早く、それに描くのはゆっくり」と話をされております。そういう点では、宮内の復興のあり方について、現地復興との結論を出すのは早かったのではないかと思います。市長の見解を求めるものであります。

2つ目は、一本柳地区の問題であります。決算質疑でも指摘をいたしましたが、昨年9月21日の水害は雨水対策は本市の引き続き重要課題であるということ、改めて示しました。西部地区の雨水のほとんどは、この一本柳地区に集まります。ここに工業団地を造成するとなると、まず一本柳・六貫田地区の雨水排水のために、仙石線下の水路拡幅をしなければなりません。また、南宮・山王地区の雨水排水は、南宮排水区の雨水排水のための水路整備とポンプ場を整備しなければなりません。これらの整備には、数十億円の費用がかかると予想されております。さらに、高橋雨水幹線も六貫田雨水幹線も、最終的には中野ポンプ場で排水されることとなります。したがって、中野ポンプ場の整備も必要になってまいります。

私は、工業誘致は否定するものではありませんが、水害に強いまちづくりを目指す本市にとって、この用地選定は非常にまずい選択であったと思います。市長には、その反省と心配はないのか、最終局面を迎えて、改めて伺うものであります。

3つ目に、山王駅周辺に良好な団地を提供することについてであります。本市の市域は、19.65平方キロメートルと非常に狭いので、宮内等を除き基本的に現地復興の方針をとったことについては、理解をしております。しかし、市外の方がもし多賀城に住みたいと希望した場合、「本市は現地復興の方針だから、どうぞあちらに」という立場をとるのでしょうか。決算委員会でも紹介をいたしましたが、県内の被災自治体の中で一旦人口が減少したけれども、その後大きく回復しているのは、第1位が名取市の976人、第2位は本市の736人です。共通しているのは、仙台市に隣接をしていること。名取市には空港がありまして、本市には仙台港が近くにあります。鉄道・国道ともに交通の便が非常によい等が共通をしております。

私は、仙台港があり、JR東北本線・仙石線があり、国道45号線、産業道路等がある中で、多賀城が衰退するということはありません。逆を言いますと、この地の利を最大限に生かすことが必要と考えるわけでありまして。その点で私は、多賀城に住みたいという方がいらした場合に、それに備えることも必要ではないかと思うわけでございます。

以上をまとめて言いますと、治水環境を悪化させないという点で、一本柳は引き続き水田として使用すべきであったし、この際宮内は工業専用地域にすべきであったと思いますし、さらに地の利を生かして山王駅周辺に優良な宅地を提供すべきだと考えますけれども、市長の見解を求めるものであります。

質問の第3は、太陽の家の運営の見直しの問題であります。

太陽の家は、初代の大場市長時代に開設されて以来、全国でも珍しい障害児と健常児の混合保育で障害児の発達を促すということを目指し、実践をされてまいりました。しかし、今岐路を迎えているのではないのでしょうか。

1つは、健常児の入所希望者が年々減少し、とうとう23年度末には定員60名で在籍41名、うち健常児はわずか9名という状態になってございます。この状況について、市当局の評価としても、「平成19年より健常児の入園が減少し始め、太陽の家の統合保育が達

成できない状況が続いています」と明記をしております。これは、障害児にとっても健常児にとっても好ましい状態とは言えません。しかも、当局は健常児の入所減の原因について「わからない」としておりました、こうした傾向は今後も続くだろうと見たほうがよいと思います。

もう1つの問題は、財政上の問題でございます。決算資料が示す23年度の人件費を含めた太陽の家の年間運営費は8,288万6,000円でありまして、うち県の出資金が639万円、利用者の負担金が1,597万円でありまして、それを除く7,197万円が一般財源となっております。担当部署では、もし認可施設にした場合、少なくとも半額は補助金がある。つまり、4,000万円強は補助金があるというように説明をされてございます。

この2つの面から見まして、太陽の家の運営の見直しはいよいよもって待ったなしだと言ってよいと思います。

この問題について、私のほかに根本議員も取り上げております。これまで運営見直しを検討するとしておりましたが、現時点でどのような検討をされているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

最後に、2つの記念事業について伺います。

1つは、多賀城碑建立1250年の事業についてであります。本市にとって、多賀城碑はいかように大切な碑であるのか。それは、碑の存在により多賀城創建の年が724年であることがわかり、震災からの復興を立派にやり遂げ、2024年に多賀城創建1300年祭をやろうという根拠になっているわけでありまして、その多賀城碑が建立をされましたのは天平宝字6年12月1日、今の暦では24日になりますけれども、本年12月は多賀城碑が建立をされて1250年に当たっているわけでありまして。

2010年には、奈良市と奈良県が創建1300年祭を実施しましたが、その根拠は続日本紀の和銅3年3月辛酉の日、辛酉の日というのは10日なんです、この日の条に「初めて都を奈良に移す」という記事が見えてございます。この日に、恐らく元明天皇が藤原京から平城京に移られたのだと思いますが、いずれにしても続日本紀で明確にわかるわけでありまして。

多賀城の場合、続日本紀には創建年の記載は一切ありません。しかし、多賀城碑に「神龜元年大野朝臣東人の置くところなり」とありまして、724年の創建であることがかろうじてわかるわけでありまして。大宰府の場合はどうかと申しますと、白村江の戦いがありました663年ころには既に存在していたと考えられておりますが、何年に創建されたのかは記録がございません。ですから、大宰府は多賀城よりかなり前に開設をされているわけですが、創建何周年という事業はできないわけでありまして。

50年単位での多賀城市の顕彰を考えた場合、私たちにはことししかありません。私は50年前は5歳で、岩手県の岩泉町の山奥におりましたし、50年後は105歳になっておりまして、運良く生き長らえていても何もできる年ではありません。これは皆さんも同様でありまして、50年単位の顕彰ができるのはまさにことししかありません。ぜひ市として本年12月、多賀城碑建立1250年を記念する事業を実施していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

2つ目は、多賀城海軍工廠開設70周年の事業についてでございます。御存じのとおり、本年6月4日は多賀城海軍工廠用地行政買収70周年、そして来年10月1日は開設70周年に当たっております。質問の趣旨は、開設70周年に当たる来年、市民団体とも共同して史遊館等で展示ができないかという提起でございます。

多賀城市史全 7 巻が完結して、私はその後も市史編纂室の体制は崩すべきではないということを出張しておりました。しかしながら、市は解体をしてしまいまして、結果本市の近現代史上最大の事件でありました多賀城海軍工廠造営問題も、市として市民団体の手に委ねられることになりました。その成果は、決して小さいものではありません。幾つかを紹介いたしますと、第 1 に多賀城海軍工廠の開庁日についてですが、従来は昭和 17 年 10 月 30 日とされておりましたが、実はその日は何事もなかったことが塩釜神社の日誌から明らかとなっております、やはり開設は昭和 18 年 10 月 1 日であったことが明確となっております。

第 2 に、しかし火工部での製造は昭和 18 年の 1 月から始まっていたこともわかりました。また、昭和 18 年の 12 月 11 日の昼、火工部で大爆発が発生をいたしました。その発火場所も特定できるようになり、その 1 週間後機銃部北側の広場に慰霊のための祭壇が設けられまして、死亡者が張り出されたそうでございます。死亡者数は約 70 人から 80 人だったと、証言がされております。昭和 19 年の 1 月に仕事がなくなった女子工員 700 名が寒河江市の軍需工場に派遣をされ、帰ってきたのは昭和 20 年の 6 月の末であったということも明らかになってございます。

第 3 に、機銃部では零戦の翼に登載をする 20 ミリ機銃を生産していたことはよく知られておりますが、後に第 3 機械工場が増設をされまして、旋回式の 7.9 ミリ機銃も生産をされていたこともわかってまいりました。第 4 に、多賀城海軍工廠松島地区、すなわち通称松島地下工場ですが、この全容もようやく明らかになりました。第 5 に、市史の段階では記録がありませんでしたけれども、笠神の皆さんが「ふるさとの笠神を訪ねて」を発行いたしました。八幡の沖地区以外の強制移転の様子も明らかになりました。第 6 として、全国 14 カ所の海軍工廠の中で、多賀城工廠がどういう地位を占めていたのか、これらも明らかになってございます。

私は、市史の成果とともにこうした市民団体の成果も取り込み、開設 70 周年に当たる来年共同展示をしてはいかがかと思っておりますが、答弁を求めまして最初の質問とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の宅地かさ上げへの補助についてでございますが、現在のところ宅地かさ上げの制度拡充の検討は行っておりませんが、この間お話し申し上げましたとおりこのこととは違う新たな本市独自の被災者支援制度の検討をしてまいりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

2 点目のまちづくりについてでございますが、1 つ目の宮内地区を工業専用地域にすることにつきましては、宮内地区の住居系市街地は工業専用地域に半島上にせり出している特異な地域で、都市計画的視点では工業専用地域が望ましいのは御指摘のとおりでございます。この用途地域指定は、藤原議員も先ほどお話しのように、以前から住居系市街地を形成していたことから、現況土地利用に合わせた用途地域指定であったものと思われま。この地区は、さきの大震災で壊滅的な被害を受けましたが、今日までの間まちづくりに関して住民、地権者の方々と話し合っております。さまざまな御意向がございましたが、

現時点では土地区画整理事業による住居系市街地再建に多数の同意をいただいている状況であり、住居系土地利用を認めない工業専用地域に変更する考えはございません。

2つ目の一本柳地区に関する御質問についてでございますが、全域で津波浸水被害を受けた地域経済を支える工業地帯においては、再建に向けた動きが進んでいる一方で、撤退、廃業する企業も見受けられるところでございます。さらに、津波浸水地への製造業立地の引き合いもほとんどない現状にあつて、産業復興が厳しい局面にあると言えます。こうした状況に鑑み、地域雇用、地域経済を大きく牽引し、復興へと結びつけるべく、一本柳地区に業務系の津波復興拠点を整備し、産業復興の拠点形成を目指すこととしたものであることを御理解願います。

なお、今後の大災害への備えとして、当該復興拠点到防災に関するさまざまな機能が確保されるよう、検討を進めることとしております。一方で、当該復興拠点整備に伴い、大雨時の貯留機能の確保という課題もございますが、雨水対策は復興を進める上でも本市の最重要課題でありますので、この拠点整備により他地域に被害が発生することのないよう、貯留施設、雨水施設の整備を進めることはもちろんのこと、既成市街地における雨水対策も復興交付金制度を最大限活用し、鋭意推進してまいります。

3つ目の山王駅周辺への団地提供につきましては、被災地再建策として防災集団移転事業を選択していれば、市街化調整区域を市街化区域に編入して住宅団地を造成する道もあったかと思いますが、多重防御による現地再建を選択した以上、被災地再建策として市街化調整区域を市街化区域に編入して住宅地を造成する合理的理由は認められません。山王駅南側の市街化調整区域は、かねてより一部の方々から市街地形成の意向が示されており、その都度土地利用や事業手法の特定、さらには地権者同意が必要であることをお伝えしてまいりましたが、現在まで地権者によるまちづくりに向けた具体的取り組みには至っておりません。

市としては、復興事業に重点的に取り組まなければならないことを踏まえ、市が新市街地形成を誘導し、人材や財源等を投入するのも妥当ではございませんし、仮に土地区画整理事業を行ったとしても、事業が成立するだけの宅地需要があるのか、保留地処分が可能なのかは極めて不透明と言わざるを得ません。加えて、都市計画や土地利用の考え方は人口減少社会の到来に対応して既成市街地の再整備や未利用地の利用を促進する方向にあり、市街化区域拡大の方向にはございません。したがって、市街化区域編入の前提条件である宮城県策定の仙塩広域都市計画区域の整備開発及び保全の方針への位置づけは、極めて困難と思慮します。

以上のような理由により、市街化区域への編入による宅地供給の考えはございません。したがって、現在市農業関係団体で構成する多賀城市農業復興委員会において検討を進めている圃場整備対象エリアとして取り組んでまいりたいと考えております。

南宮地区の玉川岩切線南側についても、山王地区とほぼ同様の条件でございますが、幹線道路と既成市街地に挟まれた細長い区域であり、この地区を優良農地とすることが妥当なのか否かという議論もございますので、意向を確認してまいりたいと考えております。なお、市街化区域編入の意向が強いとしても、多くの条件整備、手続が必要であり、必ずしも市街化区域編入が実現するものではございません。

3点目の太陽の家につきましては、これまでも複数の議員の方々から御質問をいただいております。国の障害児施策の制度設計を見極めながら検討を進め、その方向性は障害児の療育相談の拠点となる施設として位置づけていきたい旨、回答してきたところでもございます。これまでの検討状況につきましては、昨年8月から障害児の療育を専門とする東北福祉大学三浦教授の指導を得て、療育体制のあり方について検討を進めており、現在多賀城

市中心障害児通園施設太陽の家を児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域療育体制を整備することについての素案を策定中でございます。この内容につきましては、国の制度に基づく児童発達支援事業施設の導入も視野に入れながら、平成24年度中には一定の方向性をお示ししたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。2つの記念事業につきましては教育長に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

2つの記念事業についての御質問については、私のほうから御回答を申し上げます。

1つ目の多賀城碑建立1250年記念事業につきましては、そうした節目の年であることは十分認識をしているところであります。ただし現状は、住宅再建等に伴う発掘調査や被災文化財の保全等、まだまだ震災復旧にかかわる諸事業を最優先せざるを得ない状況下にあります。そのようなことから、碑建立記念事業の実施は難しいのが実情です。

そのことから、広報誌等で碑建立1250年について市民に広く周知するとともに、特別史跡多賀城跡の普及啓発事業として、史都多賀城万葉まつりやアラハバキの灯火の開催日に合わせて、10月7日と9日から11日までの4日間、発掘調査によって約半世紀ぶりに姿をあらわした多賀城政庁正殿跡の現地公開を、宮城県多賀城跡調査研究所に行っていたくようにしております。

今後も、多様な機会を捉え、関係機関等との連携を図りながら、特別史跡多賀城跡を初めとした文化財の普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の海軍工廠関係についてでございますが、多賀城海軍工廠が開設されたことは、本市の近代史において重要な出来事と認識しているところであります。そのことから、これまでに宮城学院女子大学での保管資料の調査や、市広報誌を通じた市民への資料提供の呼びかけなど、関連資料の収集に努めてまいりました。

そうした中で、東日本大震災により海軍工廠にかかわる建物が被災し、緊急に調査の必要が生じました。昨年は、機銃発射場跡の建物調査を実施し、本年度は国の補助を受け、また東北工業大学の協力を得ながら、陸上自衛隊多賀城駐屯地内に所在する火工部の建物について調査を行っているところであります。したがって、調査結果をとりまとめる作業はこれからという状況でありますので、調査報告書や企画展等での調査成果の全体的な公開につきましては、もう少し時間をちょうだいしたいというふうに思います。

しかしながら、その一部ではありますが、本年12月8日から来年の5月6日まで、多賀城史遊館において第3回身近な文化財展「（仮称）多賀城海軍工廠とその時代」と題して、速報的に展示公開するよう、史遊館ボランティアとともに準備を進めているところでございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。以上であります。

○議長（板橋恵一）

8番藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

まず、太陽の家については、以前回答した方向で専門家も交えて検討していると、24 年度中には方向性を出せるということでしたので、それについては再質問はいたしません。

それでは、まず最初の宅地かさ上げなんですけど、宅地かさ上げの拡充はこれ以上は考えていない、別なことを考えているという御答弁でしたね。それで、6 月議会に 1 億円の予算計上しましたね。現在のところ 5 件で 500 万円だから、1 億円だから 20 分の 1 になるのかな。この金も、私はほとんど使わないで残すんじゃないかという気がするんだね、今のままだったら、1 億円。呼びかけてすぐなんだけれども、ほとんど使われないまま終わっちゃうんじゃないかという気がするんですよ。

だから、私はこの 1 億円の予算をきちんと取ったんだから、それをきちんと使う上でも拡充すべきだと。それから、被災地全域に広げたって 4 億円やそこらですよ。全部が申し込んだとしてもね。実際には全部が申し込むなんてあり得ないので、私はこれはぜひやってほしいと思うんですがね。これは、再度御回答をお願いしたいと思います。

まちづくりの問題、これは宮内も一本柳も山王駅周辺の宅地開発も考えていないということでした。今まで事業を進めてきて、今さら後戻りできないというものはかなりありまして、そういうことなんじゃないかと思いますが、一言で言うと私はどうも大局観に欠けるなど。大局から物を考えて、どうしたらいいのかというところから進んだんではなくて、最初に銭勘定に走っちゃったんじゃないかという感じがするんですよ。

だから、非常に水が集まる地域に工場をつくることにして、本来は住宅地になじまないところを引き続き住宅地にして、その結果山王駅がある周辺の非常にポテンシャルの高い地域だと思うんですよ、そこについては住宅地を建設することも考えないということなんです。今さらもう戻れないということなんで、これ以上何を言ってもしょうがないと思うんだけど、私はそういう意味でやっぱり千年に一度の大震災という大事件に遭遇して、やはり大局観が欠けていたということ指摘せざるを得ない。将来、私の発言がクローズアップされないことを願います、この点で言うと。

それから、記念事業についてですけども、これは 1250 年、ことしはできないということで、できないけれどもやれる範囲で万葉まつりとかをやるということだけでも、本当に 50 年に 1 回の我々としてはことししかないという、そういう年だったんだよね。だから私は、去年の 12 月議会で一般質問したのは、来年そういうことがあるよと。だから、災害があるけれども、やはり立派に復興をなし遂げて 1300 年を迎えようという、その出発点にするというような意味もあって、来年がそうであると考えようじゃないかという意味もあって、去年の 12 月議会に一般質問させていただいたんですけどもね。時期が迫っているから、これもまあ無理なんですかね。勉強会くらいできないですかね。教育長、どうですかね。

海軍工廠、これは私がストレートに提起したことはできないという話でしたね。けれども、文化財課として海軍工廠の調査等も始めているということなので、従来から見れば私は一歩前進ではあるなと思います。それから、速報ではあるけれども 12 月 8 日から、この 12 月 8 日というのがみそだと思いますが、5 月まで史遊館で速報的なことをやるということなんで、前進だというふうに思います。

ただ、さっきも言いましたが、残念ながらこの 20 年、多賀城市は市史編纂室を解体をしてしまったために、多賀城市のところに資料が集まってこなかったんですよ。集めてこなかったんですよ。そういう意味でこの市としての 20 年間の空白は、やっぱり私は取り戻

さなきゃいけないと思っているんですよ。そういう意味で、私はやはり市民団体ともよく協力をして、できた空白を埋める努力をすべきだというふうに思います。

一昨年(2019年)の12月議会で、非核平和都市宣言を当局と議会と共同で宣言しました。この中で何をやるかと言ったら、私はやっぱり海軍工廠をきちんと調べて整理をして、市民の皆さんにわかってもらうというのが、多賀城市の中で平和を望む機運をつくっていく最大の力だと思っております。多賀城海軍工廠の先輩格に当たる豊川の海軍工廠を持つ豊川では、昭和20年の8月7日に豊川海軍工廠の大空襲がありまして、1平方メートルに1発の爆弾を落とされたと言っています。2,600人が豊川の海軍工廠で亡くなっています。豊川市では、それが8月7日なんですが、毎年夏8月に多賀城の文化センターみたいなところで毎年豊川海軍工廠展をやっているんですよ。そういう自治体もあるんです。だから、そういうところも学んで、12月8日からの展示を第一歩にして、そういう方向に進んでいただきたいというふうに思います。

答えていただくのは、宅地かさ上げについて再度市長から答弁をいただきたいと思いません。あとは、いいです。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今私のほうでいろいろ工夫して、ほかの自治体もさまざまな形で被災した方々への支援をしているところがいっぱい事例もありますので、その辺を支援して、ただ藤原議員がおっしゃった「今の5件だけで終わりじゃないの」なんていう話がございませうけれども、まだまだ私は先が長いんじゃないかなという気がしております。そこまで行っていない住居、お住まいの方もいらっしゃるかというふうに思いますので、十分検討の上で本市独自の支援制度の検討を図ってまいりたいと思います。具体化しました際には、議員の皆様方には早速御説明申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（板橋恵一）

8番藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

千年に一度の大震災にふさわしい対応になっているかどうかということ、私ずっと震災直後から言い続けてきたんですね。私は、歴代の市長の中で一番有名な市長になると思いますよ、菊地市長が。それはなぜか、それはもう東日本大震災時の大変な難局を乗り切った市長だからということになるんですね。やっぱりそのときに、千年に一度の大震災にふさわしくなかったというふうに後世言われるようには、私もなってほしくないですね。だから、今からだってまだまだやり直せることがいっぱいあるんだから、大いに頑張っていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

ここで15分間の休憩といたします。再開は午後2時35分といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時34分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

10 番森長一郎議員の登壇を許します。

（10 番 森 長一郎議員登壇）

○10 番（森 長一郎議員）

私の質問は、大綱 3 点であります。

まず最初に、災害復興公営住宅についてであります。

東日本大震災より 1 年半を過ぎ、被災された市民のために災害救助法にのっとり、また国
県市の被災者に寄り添い、できる限りの対策を多岐にわたり講じて、市民生活や社会経済
などの復興・再生に全力を尽くしているところであります。

震災直後の避難所生活から、今もって 6 カ所の応急仮設住宅や民間賃貸借上住宅での生活
を余儀なくされていらっしゃる市民も多く、御高齢であったりさまざまな理由で自宅の再
建が困難な方々が首を長くして待っているのが、災害復興公営住宅の建設であります。多
賀城市では現在 3 棟が予定されており、1 棟は桜木地区の第七小学校用地の転用という形
で計画され、25 年度の完成予定と伺っており、前回の私の一般質問で被災した桜木保育所
を内包できないだろうかと尋ねた、その災害復興公営住宅であります。ほか 2 棟の建設予
定地については、考慮中のようであります。

去る 8 月 31 日金曜日の河北新報に、さわやか福祉財団主催で主題を「生きやすい気仙沼
フォーラム」、副題に「地域包括ケアのまちづくり」と称して市内会場で開催され、関係
者が語り合ったとの記事がございました。同財団の堀田理事長が、自宅で人生最期のとき
まで暮らすための地域包括ケアの考え方を紹介する基調講演をし、24 時間介護・看護の定
期巡回を行うサービスを軸に、地域で支え合う仕組みをつくるのが鍵になると提起し、
被災地で今後整備される災害公営住宅について「デイサービスやグループホームなども下
層階に入れ、福祉拠点化させてはどうか」と述べ、菅原市長は仮設住宅の入居者への訪問
相談、見守り事業などを紹介し、「仮設の入居者が災害公営住宅に移っていく過程で、24
時間サポート体制の方向へ進む必要がある。公営住宅の設計に当たっても注意を払い、福
祉拠点化を実現させていきたい」と述べたと掲載されていたのであります。

現在、多賀城市でも仮設の入居者への訪問相談、見守り事業を行っていることから、同様
のニーズを共感し、今後整備される災害公営住宅についてデイサービスやグループホーム
なども下層階に入れる等、福祉拠点化を考えてはかがか伺うものであります。

次に、空き家対策についてであります。

去る 7 月 10 日より 12 日まで、根本朝栄委員長を代表に総務経済常任委員会で速やかな
多賀城市の復旧・復興に役立てるため、北海道奥尻町に「震災からの復旧・復興につい
て」を行政視察に行ってまいりました。

奥尻町では、1983 年 5 月 26 日 11 時 59 分に日本海中部地震、10 年後の 1993 年 7 月
12 日夜 10 時 17 分に北海道南西沖地震と、二度にわたり地震津波の被害に遭っており、
日本海中部地震時の同島への津波到達時間には 20 分かかったので、二度目にはたった 3
分で到達した津波により、避難のおくれや夜間の発災ということ、まして翌日がウニ漁の
解禁日であり、そのために早く就寝した方も多く、地震による火災も発生し、甚大な被害
となったのであります。

しかし、奥尻町の復興計画は10年間を見込んでおりましたが、5年間で復興をなし遂げており、現在は三陸の田老町を参考にしたそうではありますが、高さ11メートルの防潮堤が沿岸に築かれ、道路や市街地もかさ上げされ、ドーム型を含め高台への避難通路も短距離間隔で数多く整備され、また岸壁には海辺で作業される方のための人工島の避難所の設置など、まさに多重防御の粋を極めており、住宅被害者に対しても被害の最も大きかった青苗地区では集団移転と土地区画事業の両方の手法を用いて復興を果たしているのです。このように、よみがえる夢の島奥尻島は、短期間で復興をなし得ているのであります。

しかし、東日本大震災と大きな違いが2点あり、その1つが被災エリアの違い。そして、多賀城市の平時の一般会計とほぼ同額の190億円の義援金が、奥尻町の早期復興を後押ししたことであります。しかし、ハード面やソフトの部分、多賀城市の復興には大いに参考になると思いますので、ぜひ委員会の行政視察報告書や資料に目を通していただくようお願いを申し上げます。

さて、災害より19年過ぎた現在の奥尻町の問題点を伺ってみたところ、空き家がふえており、新たな問題点として捉えております。離島ということもあり企業も少なく、若者が島から出ていってしまい、高齢化が進んだ結果だと話されておりました。しかし、この人口減少・少子高齢化は日本の縮図と言っているのではないのでしょうか。

この空き家・空き地の問題は多賀城市においても、交通防災課には少ないのでありますが、生活環境課には空き家・空き地の苦情、要望が昨年を上回る勢いでふえているそうがあります。また、今後も高齢化が進み、空き家・空き地がふえてくることは自明の理であり、今から対策が必要だと思うのであります。決算特別委員会でも根本委員も触れており、この問題を解決することは定住促進やまちづくりにも大きな影響を与えると思うところであります。

全国で、まちおこしや地域再生などを目的にした空き家対策条例を制定している自治体が31団体あり、ことし1月に制定された横手市では所有者が危険な空き家を解体・撤去する場合、費用の一部を負担する。また、跡地を公共用地にできる場合、所有者が建物や土地を寄附すれば市が解体するという内容だったり、静岡県藤枝市では定住促進事業の一貫として、民間の空き家をデータベース化して空き家バンクを開設し、8件の空き家に全国から200件以上の問い合わせがあったといいます。栗原市においても、本年度若者の定住と人口増加を狙いとした定住促進事業を5カ年計画でスタート、空き家・空き農家・空き店舗の調査とデータベース化、定住者への支援制度創設を柱とし、8月23日定住促進事業の庁内プロジェクトチームを立ち上げ、将来は民間の不動産業者や専門家も含めた協議会を設置して、人口減少に歯どめをかけようとしているようであります。

多賀城市においても、市部とはいえ着実に高齢化が進んできており、先んじてこの問題を提起させていただきました。御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後の質問でございますが、9月5日の読売新聞に「交付税延期、給与払えぬ、悩む自治体、銀行借り入れ検討も」、河北新報では「交付税4兆円先送り、9月配分の予算執行抑制、財務省」の見出しが踊ったんでありますが、記事の内容は国会での特例公債法案の成立の見通しか立たず、総務省は4日に予定していた地方交付税の交付を延期したものであります。通告後進展はあったものの、一時的な対応また県とのかかわりなど、市財政への影響と対応を伺うものであります。

以上、大項3点について御答弁をお願いいたしまして、最初の質問とさせていただきます。

○議長（板橋惠一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の災害公営住宅についてでございますが、桜木地区の災害公営住宅の建設につきましては、本年5月に独立行政法人都市再生機構と業務実施契約を締結し、基本設計を進めているところでございます。これまで、庁内での協議や入居対象者の方々との意見交換会などを踏まえ、福祉関連施設を併設し、高齢者から乳幼児まで安心して利用できる施設とするという基本的な方針を定めております。今後建設を予定している災害公営住宅につきましては、高齢者の方々も安心して住み続けていただけるよう意を配し、よりよい住環境の確保に努めてまいります。

2 点目の空き家対策についてでございますが、防犯等の対策に加え、地域おこし等の観点から空き家対策に取り組まれないというのが質問の趣旨と理解いたしましたが、中山間地で人口の定住促進や就農促進を目的に、空き家を利用する計画があることは認知しております。あるいは、都市部において老朽密集市街地の再開発を促進する意味で、先行買収という形で空き家や空き地を買い取るケースもございます。

しかし本市においては、環境条件が異なりますことから、現段階で買収や寄附などによる空き家対策を講じる考えはございません。なお、防犯上の空き家対策といたしましては、平成19年に多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例を制定し、平成20年4月1日から施行しておりますが、この条例の第7条第1項では「土地所有者等の責務として、その所有し、占有し、または管理する土地または建物、その他の工作物において、犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする」と規定し、また第2項では「市が実施する防犯まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする」と規定して、土地所有者の責務を明確化し、対応しているところでございます。この規定に沿って、空き家等の所有者に犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう求めたり、管轄交番や消防署に情報を提供し、巡回の強化を働きかけていくとしておりますので、御理解をお願いいたします。

3 点目の地方交付税の交付時期の延期についてでございますが、9月4日に交付される予定でございました普通交付税は、同月7日の閣議決定を経て、10日には交付されております。9月交付分が延期された場合には、その延期される期間の長さにもよりますが、一般的には9月が地方債の定期償還の月で、特に多額の現金を必要とする月であることから、さまざまな支払いに充てる現金に不足を来す自治体もあるだろうと考えられました。

そのような現金不足への対応としては、同一年度内に借り入れと償還を行う一時借入金の活用も考えられますが、借り入れには利息が生じるため、余計な財政負担を負うこととなります。本市では、9月4日に震災復興特別交付税が約28億円交付されておりましたので、普通交付税の交付時期が延期されたとしても、すぐには現金不足に陥ることはないものと考えておりました。しかしながら、交付額が抑制され、最終的に本年度交付額が減額されていたとしたら、財政運営上大きな支障を生じていた可能性も否定はできません。また、普通交付税の11月交付分については、どのように取り扱われるのか明らかにはされ

ておりませんが、今後の国政の動きなどに注意を払い、関係機関等に対して地方財政に影響が生じることのないよう訴えてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

10 番森議員。

○10 番（森 長一郎議員）

まず、1 点目でございます。災害公営住宅についてでございますが、こちらについては基本設計にもう入っていると、第七小学校の用地に関しては。残る 2 つの予定のところがあるんですが、多分その基本設計の中で今後対応はしていけるんだらうなというふうに思います。

きょうも、江口議員の一般質問の中にもございました。やはり、高齢者が 3 割いらっしゃるといふようなことで、先ほどの奥尻町の 20 年たってというふうなところでございます。そうすると、高齢化がもっともって進んできて、このニーズはもっと高くなっていくんだらうなというふうに思います。ぜひ、この辺を考慮していただければと。この辺は、もう要望にとどめたいと思います。

空き家対策でございますが、この空き家対策なんですけれども、非常にこれは質問を出したときに問い合わせというか、「どういう内容でしょうか」と。実は、これは窓口は交通防災課であり生活環境課であり、要は苦情がどんどん出てくるというふうなところなんです。ただ、抜本的にこれをまず解決していくためには、100%というわけにはいかないんですけれども、多分この解決策は都市計なんだらうなというふうなことで、キャッチボールをしてみました。とどのつまり、その土地の有効活用なんだらうと。それは、どこに結びつけていけばいいんだらうかというふうなところでの、今回は質問でございました。

若者の定住策なり、先ほども藤原議員が多くの人たちが戻ってきたというふうな、震災後ですね。ただし、もっともって例えば北部工業団地に工場がそれこそ誘致されて、もう再稼働していると、どんどん稼働しているというふうなことです。そうすると、一本柳にも工場をと。そうすると労働力でありまして、やっぱり若い人たちの定住策、これが必要なんだらうな、並行して行うべきだと思うんですね。ですから、問題の解決とそれから一挙両得を狙っていくというふうなことでの、政策的な提案でございました。

これについて、今一度御答弁をお願いしたいと思うんですけれども、まずは先ほど「市部により」というふうな、環境的な部分だと思うんですが、「今は多賀城では必要ない」というふうな市長の御答弁でございました。ただ、少子高齢化でございますので若者の労働力は必要だし、若者の定住化も必要だと思います。そのような考え方はいかがかと、お尋ねしたいと思います。

3 番目なんですけれども、財政についてでございます。当初即政府については市町村に関しては全額交付金を支払うと。ただ、県に対しては 9 月、10 月、11 月と先送りされています。その辺、県とのかかわりでの関係というのはどのようになっているか、お答えいただければというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

空き家対策の答弁すること、中身が焦点がぼけて私ちょっとわからなかったんで、もう一度その辺質問を申しわけありませんけれどもお願いできないかなというふうに思います。

ただ、多賀城市は非常にアパート等が多いまちですよ。今まで少し空き家が結構多かったところもありますけれども、震災の影響か今のところはほとんど充足しているんじゃないかなというふうに思います。これからの対策、これが何年かたって、5年、10年たって支援してくれる方とか何かがいなくなってきたときに、どのように補充するかということが肝要じゃないかなというふうには思っております。

それから2番目のやつ、これは市長公室長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今議員がおっしゃるとおり、県のほうは国からの交付税がおくれております。これについて、市のほうに県との関係でどういうふうに影響があるのかということなんでございますけれども、今現在は例年県のほうからの補助金等も年度末に来るような形になっておりますので、現段階においては多賀城市においてはまだ影響等は生じていない、そういうふうな状況でございます。

○議長（板橋恵一）

10番森議員。

○10番（森 長一郎議員）

先ほど奥尻町のお話をさせていただきました。多賀城市も、「今は」というふうな話をされていらっしゃる、市長が。実質先んじてというふうなことでございますので、まずその辺で起こるべくして起こることだろうなというふうにも思います。災害公営住宅に移られます。そうすると、また空き地なり空き家なりアパートがどんどんまたあいてくるというふうなことも考えられるでしょう。そうすると、まずそこに並行して再生の段階で工場誘致もする、企業誘致もする、そうするとどうしても若者の労働力、若者と余り限ると問題かもしれないんですけども、若者の労働力がほしいというふうな、その若者の定住策も並行して行えればいいよねと。要は、抜本的な対策と一緒に定住策を考えていくというふうな内容でございました。

ですから、前に庄内町の住宅補助の話もさせていただきました。今回有効な空き家の対策として、害ではなくてプラスにしておこうというふうな考え方でございますので、多分10年たって復興がなされ、そのあいたところをどうしていくかというふうなところで、また窓口が生活環境課だったり交通防災課だったり、でも抜本的な改革は多分都市計だったり、あとは市長公室だったりというふうになっていくんだらうなと思いますので、ぜひ頭の片隅に置いていただければというふうに思います。

あとは、この期間でまずいろいろなところの先進地というのかを学んでいただいて、参考にできればというふうに思います。

県のほうの考え方のみ、お願いします。まだ質問していなかったですね、県のほうはね。県のほうなんですけれども、実際話はよくわかりました。県のほうにも、県の補助金等で継続している事業等がございます。その辺で、事業が滞らないようにというふうなこと

も、新聞の記事では指摘しておりました。その対応が非常に大事なところ、要は復旧・復興、復興財源に関してはまずはこのままだろうというふうなことでございますので、緊急性はないとは思いますが、ただ事業のおくれ等が一般の事業については気になるところでございますので、ぜひその辺早めに手だてをしていくというふうなことが大事だと思いますので、よろしくどうぞお願いしたいと思っております。以上でございます。要望にとどめたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

7 番金野次男議員の登壇を許します。

（7 番 金野次男議員登壇）

○7 番（金野次男議員）

本日最後の質問者です。通告どおり、順次質問いたします。

初めに、自転車道について質問いたします。

平成 24 年 7 月 10 日から 7 月 12 日の日程で、建設水道常任委員会深谷委員長のもと、17 年前のあの阪神淡路大震災で被害を受けた兵庫県神戸市を中心に、大阪府堺市、兵庫県西宮市へ主に自転車道、復興住宅等について視察調査してまいりました。私の本日のネクタイは、自転車発祥の地と言われる大坂堺市のまちづくり、村おこしに使った図柄でございます。後で見せてあげますので、この力をお借りしまして、質問させていただきます。

まず、城南地区の自転車道を現地確認してからの視察で、先進県 3 市とも自転車通行環境の整備に向けた取り組みは積極的に行っておりました。必要性については、車両対自転車、自転車対歩行者の事故、自転車と歩行者の混在回避や安全性の確保であります。整備後の効果としては、自転車と歩行者の分離などにより安全・快適な歩行空間の確保や、自転車対歩行者の事故等軽減・減少の結論に至っておりました。

現在、自転車は当たり前のように歩道を通っています。そもそも自転車は車の仲間、法律上では軽車両で、車道の左側を通行すると決められております。歩道は、あくまでも歩行者の道です。市内においても、幼児と一緒に自転車に乗る母親、高齢者などからは「車道はとても怖くて走れない」という不安が出されております。確かに、何の対策も取らないで車道を走るのは危険だ。危険なら、歩道通行が許されるのかであります。問題は、車道は車が第一優先になっているからであります。自転車が走ると邪魔者扱いにされるのであります。

私が常々思っているのは、事故をなくすためには自転車は車からしっかり見えるところを走ること、そのためにはまず専用レーンや路面表示をしっかり取り入れるべきと強く感じ受け、都市計画道路清水沢多賀城線、笠神八幡線、2 路線は、復興交付金事業で行われ、事業年度は 23 年度から 32 年度、本年度は測量調査、用地測量、予備設計に入っております。清水沢多賀城線は皆さん御存じなので、笠神八幡線について簡単に説明いたします。

都市計画道路と位置づけ、工場地帯と笠神地区、塩竈市を結ぶ幹線道路として昭和 36 年 3 月 2 日骨格となる道路で決定されております。その後、平成 2 年に県道下馬東宮線のトンネル工事が決定し、平成 13 年度に計画されている主要県道仙台塩釜線区間が全通開通され、きょうに至っております。清水沢多賀城線、笠神八幡線、この 2 路線へ自動車道、自転車道、歩道を分離し、安全な交通環境を設計の段階から取り入れるという私の思いと、東日本大震災で桜木、栄地区の方々がこの笠神八幡線が完成していれば、犠牲者はか

なりの減少、この被災した方々のためにもしっかりとした都市計画道路をつくっていただきたいと思います。

次に、防災訓練についてでございます。

9月といえば防災の日、9月1日だけで40都道府県で38万7,000人、防災週間期間中で47都道府県で151万人の人が防災訓練に参加と報道がありました。関東大震災から89年、阪神淡路大震災から17年、東日本大震災から1年6カ月がたちます。なぜこの機会、今改めて防災について質問するか、災害対策基本法5条は市町村の責務、災害対策基本法第48条は防災訓練の義務、宮城県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき実施するもので、県の防災訓練は6月12日、国の防災の日は毎年9月1日、それに合わせて国県は防災週間等の関連行事を取り組んでおります。災害時は、防災関係機関、各団体、地域住民等の協力参加のもと、迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう、防災意識の高揚と防災知識の普及を図ることを目的として、今まで行われてまいりました。

また、本市においては5年に1度、今回は平成22年6月13日、陸上自衛隊多賀城駐屯地内で、計25機関・団体、市民約2,000名が宮城県沖地震に備えて多賀城市総合防災訓練が行われております。本訓練において、成果と教訓を得た各団体・機関は、忘れもしないあの9カ月後、平成23年3月11日、14時46分の東日本大震災であります。その実行動の体験や経験、そこで再度行政、地域団体、関係機関、個人は、震災からさらなる教訓を得たことと私は思慮いたします。そこで、東日本大震災後本市の防災訓練らしき訓練は、私は浮かび上がってきません。震災後の防災訓練内容等と、今後の防災訓練の取り組みについて説明を求めるものでございます。

3点目に、防災行政無線についてでございます。震災避難情報が不十分であった市民の多数の意見を踏まえ、逃げるのが基本の減災対策を進める上で、まずは避難情報を確実に知らせる広報ができるよう、震災後の復興計画対応として13カ所から51カ所へ新規防災行政無線が大幅に増設設置され、私も評価いたします。増設したからといって、市内全域をカバーできるわけではありません。電波放送は、皆さん御存じのように地形やその日の気象条件に左右されます。

本システムは、緊急地震速報、Jアラート、気象庁・文科省の地震、特に音声をコンピュータにより鮮明な声、これは男女どちらでも対応でき、広報ができ、また音蓄は4段階に調整できるようになっております。特にアンサーバック付21局、パトライト10局、モーターサイレン6局、また津波浸水箇所には高所を取りつけ、気象テレメーターや監視カメラ等、多種多様な行政無線システムであります。また、無線運用計画を見ますと、放送の種類には定時、臨時、非常、拡声放送等、子局による拡声放送、警報・サイレン等でできると伺っております。

東日本大震災調査特別委員会や、23年度決算特別委員会においても、防災無線について各委員から意見が出されています。内容は言うまでもなく、聞こえない、聞き取れない、また近隣市町村の防災無線はよく聞き取れる、多賀城はなぜ聞き取れないのか。私は、今工事中においても、関係機関としっかり調整確認、市民の意見を聞き、工事完了後速やかに防災行政無線の各種多様な機能点検、音響試験等を多賀城市の防災電波訓練と位置づけ、月日、時間帯、放送内容を市民に早期周知徹底して行ふべきと思うが、市長の考えを伺うものでございます。

最後に、震度計についてでございます。

相次ぐ地震、最近では徳島・高知県等の南海トラフ巨大地震が話題になっております。初めに、なぜ質問に至ったかでございます。東日本大震災後、議会として多賀城市議会におけ

る災害発生時の対応要領を24年6月8日に制定しました。対応要領を制定した以上、付随する行動マニュアルを作成した段階で、参集基準の震度であります。議論に議論を重ね、無論本市職員の地震災害時の自動参集基準も参考にいたしました。それでも、隣の町では震度5弱で災害対策本部を設置、また隣の町では震度4で防災緊急対策会議を自動設置、本市は震度3、どうすればよいのかであります。

震度計について、若干説明します。地震動の強さをあらゆる尺度を震度と言います。現在は、阪神淡路大震災の翌年、1996年4月以降全面的に震度計による計測震度を用いております。皆さん御存じのように、現在は気象庁の震度10段階が用いられ、地震発生から2分をめでに震度3以上の地域を第一報として発表することになっております。現在の県内の震度計は85カ所に設置され、内訳は気象庁の14個、文部科学省の17個、宮城県独自の54個、東日本大震災で女川、南三陸等の震度計の5個が流出し、流出した市・町の震度計は現在仮設置と伺っております。

その85分の1の本市の震度計は、平成8年東庁舎地下に設置され、平成9年3月から運用され、平成21年市民活動サポートセンターへ移転され、現在に至っております。この震度計の直近の地震について紹介します。皆さん御存じのように、8月30日4時50分ごろの震源地宮城県沖地震、深さ約60キロメートル、震源の規模は5.7と推定、震度5強は宮城野区、震度5弱は塩竈市、震度4は松島、塩竈、七ヶ浜、本市は震度3であります。

そこで、本市の震度計は運用して16年以上経過していますが、保守点検等は年1回行われているようですが、市民へ正確な情報を提供するためにも、再度場所等を検討すべきではないか。市長の答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の自転車道についてでございますが、環境保護や健康増進等への関心の高まりから、年々自転車利用が増加しておりますが、自転車が関連する交通事故件数は減少傾向にあります。自転車は、誰もが気軽に乗れる便利な乗り物でございますが、交通ルールやマナーを守らず、事故を起こすケースが見られることから、ハード整備のみならずソフト面での対応が急務となっております。

清水沢多賀城線と笠神八幡線に自転車専用レーンを整備してはどうかとの御意見でございますが、この2つの路線は本市震災復興計画において緊急避難路、物流路として位置づけられた路線であり、第1回復興交付金において採択を受けております。現在、事業実施に向けて復興庁と協議を進めているところでございますが、両路線とも多額の公共投資が必要であることから、事業費削減を図るため道路幅員縮小の検討を求められているところであり、自転車道設置の可能性は極めて低いものと思慮されます。このような状況を踏まえ、限られた計画幅員の中で、道路路側帯を着色する方法で、自転車レーンを設置することになりますので、今後宮城県警交通規制課や関係機関と十分調整を図りながら進めてまいりたいと思っております。

2点目の今後の防災訓練の取り組みについてでございますが、総合防災訓練につきましては現在の地域防災計画において5年に1度実施することが規定されているところですが、地域防災計画につきましては年度内に見直しを行うこととしており、現在各地域における震災の経験、教訓の洗い直しを行う震災振り返り事業を実施しているところでございます。今後、震災の経験を踏まえた防災訓練のあり方を、地域防災計画に定めていくこととなりますが、地震や津波といった特定の災害にとらわれないさまざまな事態を想定した訓練を、平成25年度を初年度として、自主防災組織との共同や学校教育との連携を進めながら実施してまいりたいと考えております。

なお、今年度の訓練につきましては、昨年6月に施行された津波対策の推進に関する法律において、11月5日が津波防災の日と定められましたことから、同日に広報訓練を実施するよう準備を進めております。内容といたしましては、大津波警報が発令されたとの想定で、市内一斉にサイレンを鳴らす予定でございます。市民への周知につきましては、広報誌・ホームページなどで事前広報を実施するほか、当日は月曜日でもありますことから、特に工場地帯や市内の事業所への周知を徹底してまいります。

次に、防災行政無線の機能点検、音響試験等を速やかに行うべきとのことでございますが、先ほど申し上げましたとおり、11月5日にサイレンを鳴らす広報訓練を実施いたします。この際、関係者立ち会いのもとサイレン音が想定どおりに聞こえるかどうかの確認も行っております。なお、防災行政無線につきまして聞き取りにくいとの御意見があることは認識しております。隣り合わせの子局同士の音の重なりや、高層建物などによる反響、気象状況等により聞きづらくなることもあるようですので、隣同士の子局を時間差で放送する時差放送を行うなどの改善策を実施してまいります。

3点目の震度計についてでございますが、8月30日の朝方にありました地震では、本市の計測震度は3.4でございました。公表される震度は小数点以下が四捨五入されますことから、3となります。対しまして、七ヶ浜町と利府町は計測震度が3.6と3.9であったため、公表震度はともに4、塩竈市は計測震度が4.5であったため、公表震度は5弱となりました。四捨五入の関係で、公表震度には1段階から2段階の差が生じたけれども、計測震度自体は0.2から1.1程度の差となっております。各市・町とも、震度計が設置してある地盤の地質が必ずしも同一ではないことから、揺れの伝わり方にも若干の差があり、四捨五入の関係で公表震度に差が出る場合があるものの、計測震度そのものには大きな差はないものと捉えております。

平成23年第2回定例会において、吉田議員から多賀城市市域相対の平均値を観測できる地点を選定の上、設置場所を変更してほしい旨の御質問をいただき、そのときにも申し述べましたけれども、現在の震度計は宮城県が気象庁と本市の立ち会いのもと現在の設置場所が適地ということで、平成22年2月に設置したばかりのものでございまして、設置場所の変更は難しい状況にありますことを、ぜひ御理解願いたいと思います。

なお、近隣自治体間で揺れ方に若干の差があるのと同じように、本市の西部・中央部・東部を比較してもそれぞれ揺れ方に若干の差があることが推測されるわけでございます。このことから、防災対応としましては、本市の震度の通知のみならず、近隣市町の震度も参考にしながら、初動体制を取ることでございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

7番金野議員。

○7 番（金野次男議員）

ネクタイ締めて張り切って質問したんですけれども、答弁のほうは余りぱっとしなかった
ので、再度質問します。

市長、私は今ある道路を拡幅して、自転車道をつくると言っているんじゃないんですよ。
これは先ほど言ったように復興道路として物流、避難道路としてやった笠神八幡線は幅員
が16メートル、1,850メートル、そして清水沢多賀城線は幅員が28メートル、1,240
メートル、それについてある程度予算がついて、復興庁はことしは「これと、これと、こ
れをやりなさい」と言ってお金をつけているわけなんですよ。それについて、私たちは17
年後の多賀城市、震災になって委員会として17年後の多賀城市自転車道はどうなってい
るのかといて、この阪神淡路大震災でやったこの3市を視察してきたわけなんです。そ
して、私たちは17年後多賀城もこうなればいいなと思って、この案を提出したわけでご
ざいます。

そして、この笠神八幡線は36年に都市計画道路で認定して、災害まで50年間誰も手をつ
けないで、塩漬けにしているんですよ。そのときの、私、さっきも市長のほう見ました
が、大場源七町長は23代はこの人がつくったんですよ、この笠神八幡線は。そしてその
間、いろいろな議論がなされたと思いますけれども、私はチャンスがあったと思ったの
は、昭和50年3月に私が自衛官として東北管区警察学校が自衛隊の脇にできました。そ
して、51年の2月には多賀城高校もできているんですよ。そのときは、私自衛官の現職
で、隣に道路ができるんじゃないかと、うわさがありました。そのとき動けば一番よかつ
たんですけれども、今回震災まで塩漬けにしていたというのは、私は解せないと思いま
す。今までそういう議論がされたのか、それを答弁してください。

それから、2点目の防災訓練について。そうすると、今まで震災から1年6カ月は当市は
何もやっていないと、そういう認識でいいんですね。ただ、今度の11月5日、津波防災
の日でやると。やっているのは、あると思うんですよ、私は。決算特別委員会でも私は言
ったんですけれども、9月3日18市町村、20機関が県庁に集まって参加した防災週間、
約あのおとき400名県庁にいました。私もこの交通防災課、また県の合同防災訓練も視察し
てきました。

そのとき感じたことを言います、市長。私たち多賀城市の職員は、その県とのオンライン
システムは交通防災課の北側の窓口でタイプを打っているんですよ、職員は。それを見届
ける上司は、私はだめだと思います。なぜかと言うと、仕事を与える以上はしっかりした
場所、仕事内容をしなくちゃだめ。そういうのを、私はなぜやらないのかと思って、改め
てきょう言います。

そして、例えば交通防災課の北側で窓際で入力してるなら、今の記者室、何回も私は言う
ようですが、記者室が倉庫になっていますけれども、あそこに机を1台置いて、あなたは
防災週間で県と情報交換の担当だから、そういうところに仕事をやってやらなくちゃだめ
ですよ。私は、いつも別室にしろと。交通防災課の別室にしろと、そして危機管理室また
は防災情報室とか、そういうのをつくればいいんですよ。そこで仕事をやらせる。それ
も、答弁お願いします。2点目ね、答弁。

3点目、防災無線について。それぞれ市長の答弁でもわかりました。そして、今終わつた
らば11月5日、防災の日やると言っています。ただ私が疑問なのは、9月12日午前10
時と10時30分に2回地震速報、ミサイル攻撃というような緊急情報を国が地方自治体
に送る全国瞬時緊急警報システム（Jアラート）、緊急地震速報はどうだったのか。あの
とき、私は何かの説明であると思った。受信をできたのか、できなかったのか。それも、
御回答をお願いします。

最後は震度計。震度計は、いろいろ議論されています。多分、ここにいる人は家族も含めて、多賀城の震度は低いというのが当たり前ですよ。だって、宮城野区の苦竹の震度が5弱、塩竈も4、そういうパーセントで切り下げじゃなく、多賀城の震度を見直すべきじゃないかといったら、検討するとかそういうのをやらなくちゃ。ただしまた検討しても、城南地区が一番いいと思います。なぜかという、この3・11のときの液状化とかマンホールとか、そういうのでは城南地区は余り何もなかった。そういうことで、ぜひともこれは検討していただきたい。

以上4点、まず1回目お願いします。わかっている人でいいから。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の質問、再質問の最初のやつは建設部長からですね。それから、Jアラートと交通防災課の記者室にというやつは、総務課長のほうからお願いしたい。

それから、最後のやつですけれども、震度が低いというのは当然ですけれども、先ほど答弁で答えたように移したばかりで、また移せというのはなかなか非常に大変だというふうな思いがするんですね。これは、この間の震度計、8月30日の地震ですけれども、うちのほうが3.4、これそのまま3.4ということで放送してもらうのが一番いいのね。本当はね。3.4と報道してもらえば、七ヶ浜が3.6、それから利府が3.9、大したことはないんだなと。そんなに比較しても、大差ないんだなという思いが市民に伝わってくると思うんですよ。それが四捨五入するがために、そういう極端なことになっていくわけでございまして、うちのほうは3、隣は4というふうなことになっちゃうんですね。ですから、その辺のこともちょっと国のほうにというか、やっぱりつまびらかに報道していただきたいということを私は申し上げなくちゃいけないのかなという思いがいたします。

それと、質問の中にちょっとしかなかったですけれども、再質問の中に、サイレンというか、うちのほうの放送の関係。私、呉に行ったんですね、呉からも職員を派遣していただいているものですから。呉は、やっぱり同じように全く聞こえないらしいです。というのは、向うの市長から質問された、「あんたのところで聞こえていますか」という質問を逆にされたんですよ。そして、がんがん市民の方からそれを言われたらしい。でも、これ以上は相当訂正に訂正を重ねていったんだけど、これじゃあできないということで、「皆さん、そういう放送があったときは、冬でも何でも窓を開けてきてください」というところまで俺は言ってしまったという話なんですね。

ですから、やっぱり窓閉めて聞こえるということ自体が、その辺はもう少し御理解いただきたいと思いますし、塩竈市の際にいる方は「塩竈のやつが聞こえるよ」って言うのね。だけれども、塩竈の市長も言っています。「うちのほうはもう反響が、山で囲まれていますから、町の中にいると反響がいっぱいひどくて、実際は聞こえないんです」と言っていました。うちのほうは平らですから、そんなことのないように、できるだけ聞こえるように頑張りますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

質問者と答弁者は、要点をもっと絞って答弁していただきたいと思います、質問等も。

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

笠神八幡線の関係の整備の塩漬けといいますか、それに関してでございますけれども、建設部都市計画課としては都市計画道路の整備の優先順位というのを一応決めてございまして、これは平成9年に整備プログラムというのをつくってございまして、それに基づいて優先順位を決めて、スケジュールを決めまして整備しているわけでございますが、平成9年から相当の日数がたちまして、昨年もそういう大震災の関係で優先順位は当然変わりますので、清水沢多賀城線とか今回の笠神八幡線については、当然早急に整備するという道路になりました。ただ、今までの計画としてはそういう順位があったということで、これまで笠神八幡線も清水沢多賀城線についても、長期路線という形で位置づけておたということでございまして、決して塩漬けというよりも、順次整備を図っていくという路線だったということでございます。

なお、最初に自転車道の話がございましたけれども、先ほど市長が答えましたが、いわゆる都市計画道路以外に専用として自転車道を設置することはできないという意味の回答で、そういう専用の自転車道はつくれませんけれども、路線の中に路側帯を利用しながらそこに専用レーンとして、自転車レーンとしては考えていきたいという御回答をしたものでございますので、御理解いただきたいということでございます。

以上です。

○議長（板橋恵一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（竹谷敏和）

御質問いただきました、まずJアラートの件でございますけれども、先日全国的に訓練が行われましたJアラートの受信の訓練でございましたけれども、全国的に見ると障害のあった自治体もあったというふうに報道されておりますけれども、本市においてはきちんと訓練が完了されておりますということを報告させていただきたいと思っております。

それから、新しい防災行政無線、これはシステムとして運用させていただいておりますけれども、それらの運用する場所の関係での御質問でございますけれども、金野議員からは以前からもこのシステムを設置する段階からも御質問をちょうだいしておりまして、今の交通防災課の事務室での操作はいかがなものかと。有事の際は隣の会議室と一緒にあって、災害対策本部が設置されたりというようなこともございますので、場所を移して、そのときにも通路を挟んだ記者室というようなお話もございました。

なお、先日の決算特別委員会の中でも同じ御質問をいただきまして、担当の交通防災課長が記者室のほうの移設に関しましては新しいシステムを今備え付けたばかりで、コンセントを外してすぐ隣の部屋にというようなものでもございませぬので、ケーブルの移設等いろいろございます。それから、一番はやはり有事の際の災害対策本部を交通防災課の職員の動きなどを考慮したときには、やはり少しでも本部に近いところにそれらのシステムを備え置くことが適当であると判断してございまして、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（板橋恵一）

7番金野議員。

○7番（金野次男議員）

最初の道路については、本当に今部長から聞いて安心しました。ただ、私が一つ言いたいのは、本庁のその正面の丁字路がありますよね。その自転車マーク、確認してください。（「通告どおりになっていない」の声あり）ああ、そうか。了解、了解。じゃあ通告どおり、この自転車道についてはこれからやっぱり災害道路、物資道路、各自でやるんじゃないかと、新たな計画段階に入れてやっていただきたいと思います。

それから防災訓練、先ほど 11 月 5 日にやると言っていたけれども、これはある程度ブラインド型にやってもいいと思います。ブラインド型というのは、全部がわからなくても、要するに「きょうは何をするか」じゃなく、ブラインド型というのはある程度一部の担当者がわかって、我々市民もわからなくて、震度 7、8、落ちたと、そういうのも今後計画してもいいんじゃないかと。これは、計画してもらえばいいと思います。

それから最後の震度計、切り捨てとかそういうのもあるけれども、やっぱりもう 1 力所くらいしっかりしたところを市で探して、そしてやっていただきたい。なぜかという、やっぱり 3.4 とか 3.7 とは出ないんですよ。さっきも言ったように、3 以上を出すわけなんですから、2 分以内に。それに対して、当局はもちろん県の危機管理監室に行く、それから気象庁とかのほうにも行くと思うんですが、多分ここにいる方々、市民もそのように思っていると思いますので、その辺について再度御答弁お願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

城南地区にできれば配置してもらいたいということですが、あそこにつけて逆に相当震度計がものすごく高かったら、逆に皆さん驚かれるんじゃないかなというふうには思います。というのは、あそこの地盤というのはかなり軟弱で、軟弱でと言ったら住まいされている方に申しわけないんですけれども、東北本線をつくるときもかなり地盤の工夫をされたという歴史をちょっと聞いていたものですから、ですからそれはもうできれば変えられるものなら変えて、別のところにもっていきたいという思いはあります。でも、ここまで移すのにも何回もお願いして移したんですよ、ここに移す際にも。ですから、その辺の努力だけはわかっていただきたいと思ひますし、これからは何とか同じような形で震度計、できたら近隣と同じような震度が出るように、それをつくるのもちょっとおかしな話なんですよ。ちょっともう少し考えさせてください。済みません、どうも。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす 9 月 27 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

どうもお疲れさんでございました。

午後3時40分 延会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年9月26日

議長 板橋 恵一

署名議員 米澤 まき子

同 金野 次男